



原子力規制検査における個別事項の  
重要度評価プロセスに関するガイド  
(核物質防護用)

【 発電炉、再処理施設、貯蔵施設、加工(区分 I)施設 】

試運用版

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
放射線防護グループ  
核セキュリティ部門

## 1. 目的

個別事項の重要度評価プロセスは、適用可能なリスク情報を活用し、原子力規制検査において各監視領域（小分類）に関連づけて検出された検査指摘事項の安全上の重要度を決定するものである。原子力規制検査（核物質防護に関するものに限る。）（以下「核物質防護検査」という。）においては、本ガイドを活用し、利用可能なリスク情報を用いて検査指摘事項の核物質防護上の重要度について評価を行うこととする。

## 2. 適用範囲

本ガイドの附属書に示される個別具体的な重要度評価は、原子力規制検査実施要領（内規）に基づく核物質防護検査における検査指摘事項に対して適用する。この場合において、核物質防護検査における検査指摘事項とするか判断するため、まず個々の核物質防護検査における検査気付き事項について、パフォーマンスの欠陥の有無に関する判断と軽微を超えるものであるかどうかの判断によるスクリーニングを行う必要がある（これらの定義等については、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド（核物質防護用）」に示す）。違反事項であっても事業者のパフォーマンス欠陥と関連しないものは検査指摘事項にならないので重要度評価は適用されない。

なお、意図的な法令違反がある等、核物質防護上重要な事案が生じた場合であっても、事業者のパフォーマンスの欠陥と関連しないものは検査指摘事項にならないので、本ガイドは適用されないが、そのような場合は、重要度評価とは別に、対応措置及び特別検査等の対応が図られることとなる。

## 3. 核物質防護に係る重要度評価の基本的な考え方

- (1) 検査指摘事項として文書化されるパフォーマンスの欠陥は、劣化状態の直接原因が記載されるべきである。すなわち、劣化状態（例えば、監視カメラの動作不能）それ自体は事業者のパフォーマンスの欠陥ではなく、むしろ、事業者のパフォーマンスの欠陥（例えば、不適切なメンテナンス手順）が、劣化状態を引き起こした直接原因ということである。重要度評価は、リスクに影響を及ぼすパフォーマンスの欠陥が原因となって発生した劣化状態について、核物質防護に係る重要度を評価するものである。
- (2) 機器の故障又は警備員の不適切な行動によって引き起こされる事象に関する核物質防護上の影響度合は、初めに、個別の検査ガイドに従って、原子力規制庁職員により調査される。この結果は、事象への対応又はフォローアップに当たって有用なリスク上の洞察を原子力規制庁職員に提供するかもしれないが、検査指摘事項の核物質防護上の重要度を判断するものではない。

## 4. 核物質防護に係る重要度評価区分の考え方

核物質防護検査における検査指摘事項については、その核物質防護上の重要度を示す色付けが行われる。以下に示す定義（a～d）は、各色付けに対する定性的な説明であり、添付及び重要度評価に関する附属書に沿って評価を行う。

- a. 赤：安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
- b. 黄：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
- c. 白：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規

制関与の下で改善を図るべき水準

- d. 緑: 安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

## 5. 検査指摘事項の重要度評価手順

### 5. 1 検査指摘事項の初期評価

核物質防護検査における検査指摘事項については、本ガイドの添付の手順及び附属書に沿って核物質防護検査を行った検査官が初期評価を行う。この結果、当該検査指摘事項が「緑」であると判断される場合には、これが最終決定となり、検査報告書にまとめられる。

### 5. 2 核物質防護重要度評価会合（仮称）

核物質防護検査を行った検査官の初期評価により、検査指摘事項が「緑」であると判断されない場合については、原則として核セキュリティ部門の職員により構成される核物質防護重要度評価会合（仮称）において重要度の評価及び決定を行う。なお、同会合においては、「原子力規制検査における対応措置ガイド（核物質防護用）」に定める対応措置に係る深刻度レベルの決定も行う。

### 5. 3 個別事項の重要度評価結果の事業者への提示

原子力規制庁による個別事項の重要度評価の結果については、最終決定の前に事業者へ提示する。

（注）核物質防護重要度評価会合（仮称）による重要度評価及び最終決定の手順等については、本ガイドにおいて別途定める。

## ○変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
0			制定	
1				
2				
3				

## 検査指摘事項の初期評価

### 1. 個別事項の重要度評価の対象となる入口条件

- ・ 核物質防護検査において、事業者のパフォーマンスの欠陥が確認された検査気付き事項で、軽微を超えるものは検査指摘事項となり、重要度評価の対象となる。
- ・ 一方、事業者のパフォーマンスの欠陥が確認された検査気付き事項で、軽微と判断されたものは検査指摘事項とならず重要度評価の対象ではない。

### 2. 重要度評価の対象事象（検査指摘事項）の初期評価

本添付文書に基づき検査官が検査指摘事項に対する初期の評価（事象の整理）を行う。

#### （1）検査指摘事項についての総合的な情報シートの作成（表1）

- ① 検査指摘事項として認知した日時及び状況を記載する。
- ② 検査指摘事項としたパフォーマンスの欠陥の概要を記載する。
- ③ パフォーマンスの欠陥に係る基準（核物質防護規定又は下位規定）の該当条項を記載する。
- ④ 検査指摘事項としたパフォーマンスの欠陥が軽微を超えると判断した理由に該当するボックスをチェックする。
- ⑤ 防護措置上の問題点を記載する。

#### （2）適用する附属書（重要度評価手法）の選定

- ① 表1の内容を踏まえて、表2に基づき適用する附属書を選定する
- ② 複数の防護措置が影響を受けている場合、合理的な判断に基づき、適用する1つの附属書を選定する。

附属書：

附属書1：特定核燃料物質の管理に関する重要度評価ガイド

附属書2：核物質防護情報の管理に関する重要度評価ガイド

附属書3：物理的防護に関する重要度スクリーニングガイド

附属書4：管理されていない開口部に関する重要度評価ガイド

附属書5：防護措置に関する重要度評価ガイド

表 1 - 検査指摘事項の総合的な情報シート

検査指摘事項を認知した日時及び状況：

パフォーマンスの欠陥の概要：

パフォーマンスの欠陥に係る基準の該当条項：

軽微を超えると判断した理由：

- パフォーマンスの欠陥は、核物質防護規定等で定められた防護措置が実施されていない状態と認められる
- パフォーマンスの欠陥は、妨害破壊行為等を行おうとする外部脅威者又は内部脅威者に利用されるなど防護措置の有効性を低下させている
- 確認されたパフォーマンス欠陥が是正されないままであれば、他のパフォーマンスの欠陥を発生させるなど更に防護上重大な問題をもたらす可能性がある
- パフォーマンスの欠陥は安全実績指標（PI）に関係し、その安全実績指標（PI）のしきい値を超える原因となる

防護措置上の問題点：

表2－重要度評価の附属書の選定ルート

表1の内容を踏まえて、AからDの質問に「はい」か「いいえ」で答えること。AからDの全ての質問に対する答えが「いいえ」の場合は、**附属書5**に進むこと。

A. 特定核燃料物質の管理

検査結果は、特定核燃料物質の管理に関するものか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書1**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

B. 核物質防護情報の管理

検査結果は、核物質防護情報の管理に関するものか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書2**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

C. 物理的防護に関する重要度スクリーニング

検査結果は、物理的防護に関する指摘事項であって、以下の重要度スクリーニング開始基準のいずれかに該当しているか？

1. タイムライン評価基準を達成できない以下のような事例が確認された。
  - ・ 立入制限区域、周辺防護区域又は防護区域の扉に鍵がかかっておらず、自由に人が出入りできる状態になっていた。
  - ・ 事業者が故意に核物質防護システムを停止又は使用不能な状態としていた。
  - ・ 核物質防護システムの劣化や作動不能状態により無許可・未検知での立ち入りが可能な状態になっていた場合において、事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態（十分に設計、設置されておらず、期待される機能を果たすことができるよう維持されていない）を特定できていなかった、又は事業者が核物質防護システムの劣化状態や作動不能状態を事前に特定することができたにもかかわらず、是正措置を適切・迅速に実施していなかった。
2. 妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品の持ち込み検査において、大規模な妨害破壊行為に利用されるおそれのある物品が含まれていることを特定できず、防護区域に持ち込まれた。
3. 立入り許可を受けていない不審な車両が周辺防護区域内又は防護区域内で発見された。

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書3**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

D. 管理されていない開口部

検査結果は、管理されていない開口部に関するものか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書4**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、**附属書5**に進むこと。

## 附属書 1

### 特定核燃料物質の管理に関する重要度評価ガイド



## ○特定核燃料物質の管理に関する重要度決定プロセス

### 1. 指摘事項には所在不明の特定核燃料物質が関係しているか？

特定核燃料物質の常時監視に関する指摘事項など、所在不明の特定核燃料物質が関係していない場合、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。所在不明の特定核燃料物質が関係している場合は、次のステップに進む。

### 2. 所在不明の特定核燃料物質は、24時間以内に防護区域内で発見されたか？

特定核燃料物質の所在不明が判明してから24時間以内に、当該特定核燃料物質を防護区域内で発見した場合は、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。そうでない場合は、次のステップに進む。

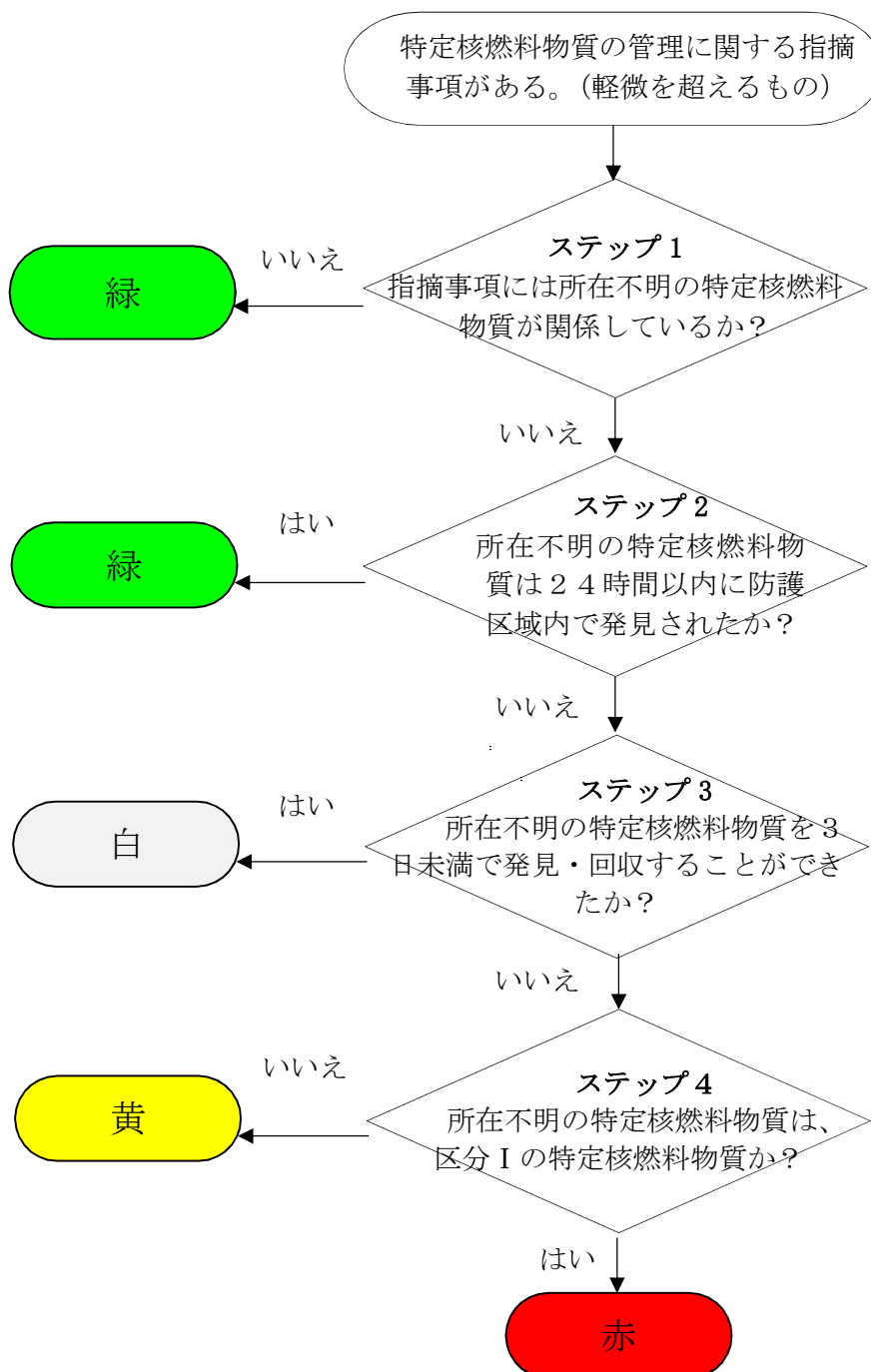
### 3. 所在不明の特定核燃料物質は、3日未満で発見・回収することができたか？

特定核燃料物質の所在不明が判明してから3日未満で当該特定核燃料物質を発見・回収した場合は、この指摘事項の重要度は「白」と評価する。そうでない場合は、次のステップに進む。

### 4. 所在不明の特定核燃料物質は、区分Ⅰの特定核燃料物質か？

所在不明の特定核燃料物質が、区分Ⅰの特定核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第48条の表第2号に規定する特定核燃料物質）でない場合、この指摘事項の重要度は「黄」と評価する。区分Ⅰの特定核燃料物質の場合は、この指摘事項の重要度は「赤」と評価する。

別添一特定核燃料物質の管理に関する重要度評価フロー図



## 附属書 2

### 核物質防護情報の管理に関する重要度評価ガイド

## ○核物質防護情報の管理に関する重要度決定プロセス

### 1. 指摘事項には核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係しているか？

指摘事項には核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係していない場合、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係している場合は、次のステップに進む。

※本附属書中での核物質防護秘密の漏えいは、電子的管理不備による情報システムからの漏えいを意味し、核物質防護秘密の紛失は、物理的管理不備による核物質防護秘密を含む文書等の紛失（所在不明が判明してから24時間以内に発見できなかった場合は紛失とみなす。）を意味する。

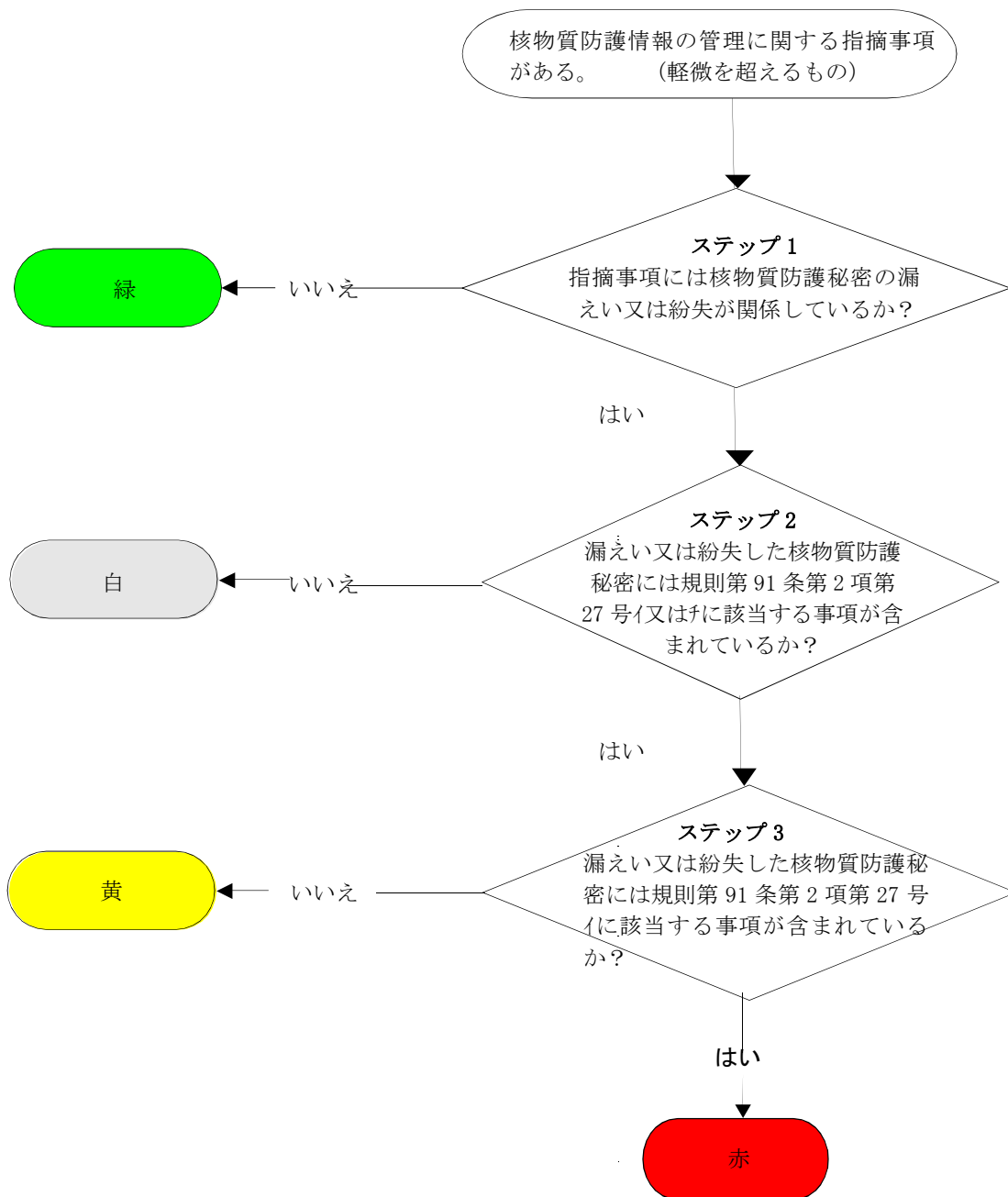
### 2. 漏えい又は紛失した核物質防護秘密には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第91条第2項第27号イ又はチに該当する事項が含まれているか？

漏えい又は紛失した核物質防護秘密に規則第91条第2項第27号イ又はチに該当する事項が含まれていない場合、この指摘事項の重要度は「白」と評価する。イ又はチに該当する事項が含まれている場合は、次のステップに進む。

### 3. 漏えい又は紛失した核物質防護秘密には、規則第91条第2項第27号イに該当する事項が含まれているか？

イに該当する事項が含まれていない場合、この指摘事項の重要度は「黄」と評価する。イに該当する事項が含まれている場合は、この指摘事項の重要度は「赤」と評価する。

別添一核物質防護情報の管理に関する重要度評価のフロー図



## 附属書 3

### 物理的防護に関する重要度スクリーニングガイド

## ○物理的防護に関する重要度スクリーニング

物理的防護に関連する指摘事項については、重要度スクリーニング開始基準のいずれかに該当するか判断する。

重要度スクリーニング開始基準の1つに該当した場合は、以下の手順に従って、指摘事項の重要度を明らかにする。

### 1. 指摘事項の状態が存在した期間の特定

指摘事項の状態が確認された時から1年間を遡って、本指摘事項の状態（事業者が立入許可を受けていない車両の侵入を特定できなかった、あるいは物品持ち込み検査において大規模な妨害破壊行為に使用される物品の特定をできない状況など）が存在した期間を評価する。

（留意事項）

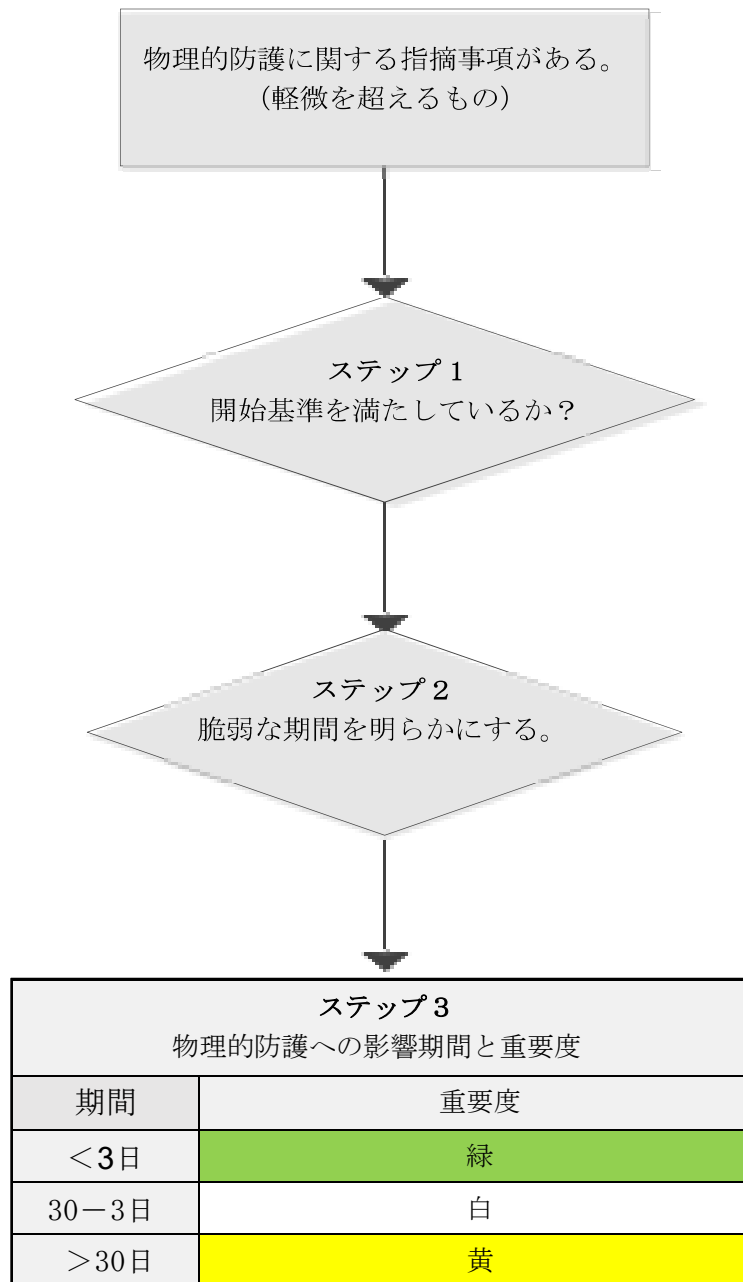
これは、事業者が指摘事項に関連する脆弱性が確認されてからの期間を算出するものであるため、実際に不適合が存在した期間よりも短い場合がある。例えば、事業者が立入許可を受けていない車両の侵入を発見できなかった場合、立入許可を受けていない車両が侵入している限り、脆弱性が存在している。

しかしながら、パフォーマンスの欠陥に対する活動が事業者の手順書やプロセスに組み込まれていて、事業者のサーベイランス活動を通じて不適合が存在していた期間を予測可能かつ特定可能である場合、不適合が存在していた期間は考慮すべきである。

### 2. 物理的防護プログラムへの影響と指摘事項の状態が存在した期間の特定

指摘事項の状態が存在した期間を確認し、この期間を図3のステップ3「物理的防護プログラムへの影響と期間」を用いて、指摘事項の重要度を明らかにする。

## 別添一物理的防護に関する重要度スクリーニング





## 附属書 4

### 管理されていない開口部に関する重要度評価ガイド

## ○管理されていない開口部に関する重要度評価プロセス

### 1. 影響の及ぶ区域の特定

検査官は、立入制限区域、周辺防護区域又は防護区域の各区域の境界において、地下通路などの各区域の境界を横断する無人の開口部（以下「無人開口部」という。）の存在の有無を確認し、無人開口部に対する事業者の防護措置が、人の侵入を阻止し、かつ、人の侵入を検知する上で十分でないとは判断した場合、検査官は無人開口部が次に述べる影響の及ぶ区域（立入制限区域、周辺防護区域、防護区域）のいずれかへの未検知での立ち入りを可能とするものであるかを判断する。

### 2. 物理的障壁と侵入検知システムの特定、承認

検査官が無人開口部から立ち入ることのできる区域を明らかにしたら、検査官は侵入者が防護対象設備（防護区域外防護対象枢要設備、防護区域外安全保護装置、防護区域内防護対象枢要設備、特定核燃料物質など）に到達する前に突破しなければならない物理的障壁や人の侵入を確認できる設備又は装置の数を特定しなければならない。検査官は無人開口部を侵入地点として考慮し、障壁や人の侵入を確認できる設備又は装置を評価する。侵入地点は、侵入者が無人開口部を突破して侵入する外部入口（配管端部、マンホール、トンネルなど）と定義される（例えば、無人開口部が手順書に示されていて定期的にチェックされる立入制限区域の溶接マンホールを起点とする場合、このマンホールは最初の障壁となる。）

注：配置されている物理障壁や侵入検知システムは1つのシステムとみなす。配置されているシステムの例として、侵入検知警報付き鋼製扉、障壁・検知器付き侵入監視システム、動作検出カメラ付き鋼製格子があるが、これらに限定するものではない。

### 3. 検査官は以下のステップを活用し、無人開口部に関連する指摘事項の重大性を判断する。

通路から立入制限区域又は周辺防護区域へと未検知での立ち入りが可能である場合、検査官は、この通路が計画外点検、計画外機器変更といった1日（24時間）以内の緊急作業のために設けられたものであるかを判断する。上記条件による指摘事項の場合は、「緑」と評価する。

この通路が1日（24時間）以内の緊急作業により設けられたものではなく、立入制限区域又は周辺防護区域への未検知での立ち入りを可能とするものである場合、検査官は侵入者が防護対象設備へと到達する前に突破しなければならない物理的障壁や侵入監視システムの数を明らかにする。

防護対象設備へと到達するには2つ以上の物理的障壁又は侵入監視システムを通過する必要がある立入制限区域入口又は周辺防護区域入口については、指摘事項は「緑」と評価する。

防護対象設備へと到達するには1つの物理的障壁又は侵入監視システムを通過する必要

のある立入制限区域入口又は周辺防護区域入口については、指摘事項は「白」と評価する。

防護対象設備へと到達する上で物理的障壁又は侵入監視システムが存在しない立入制限区域入口又は周辺防護区域入口については、指摘事項は「黄」と評価する。

検知されることなく防護区域に立ち入り可能な通路の場合、検査官は、この通路が計画外点検、計画外機器変更といった1日（24時間）以内の緊急作業のために設けられたものであるかを判断する。上記条件による指摘事項の場合は、「緑」と評価する。

この通路が1日（24時間）以内の緊急作業により設けられたものではなく、防護区域への未検知での立ち入りを可能とするものである場合、検査官は侵入者が防護対象設備へと到達する前に突破しなければならない物理的障壁や侵入監視システムの数を明らかにする。

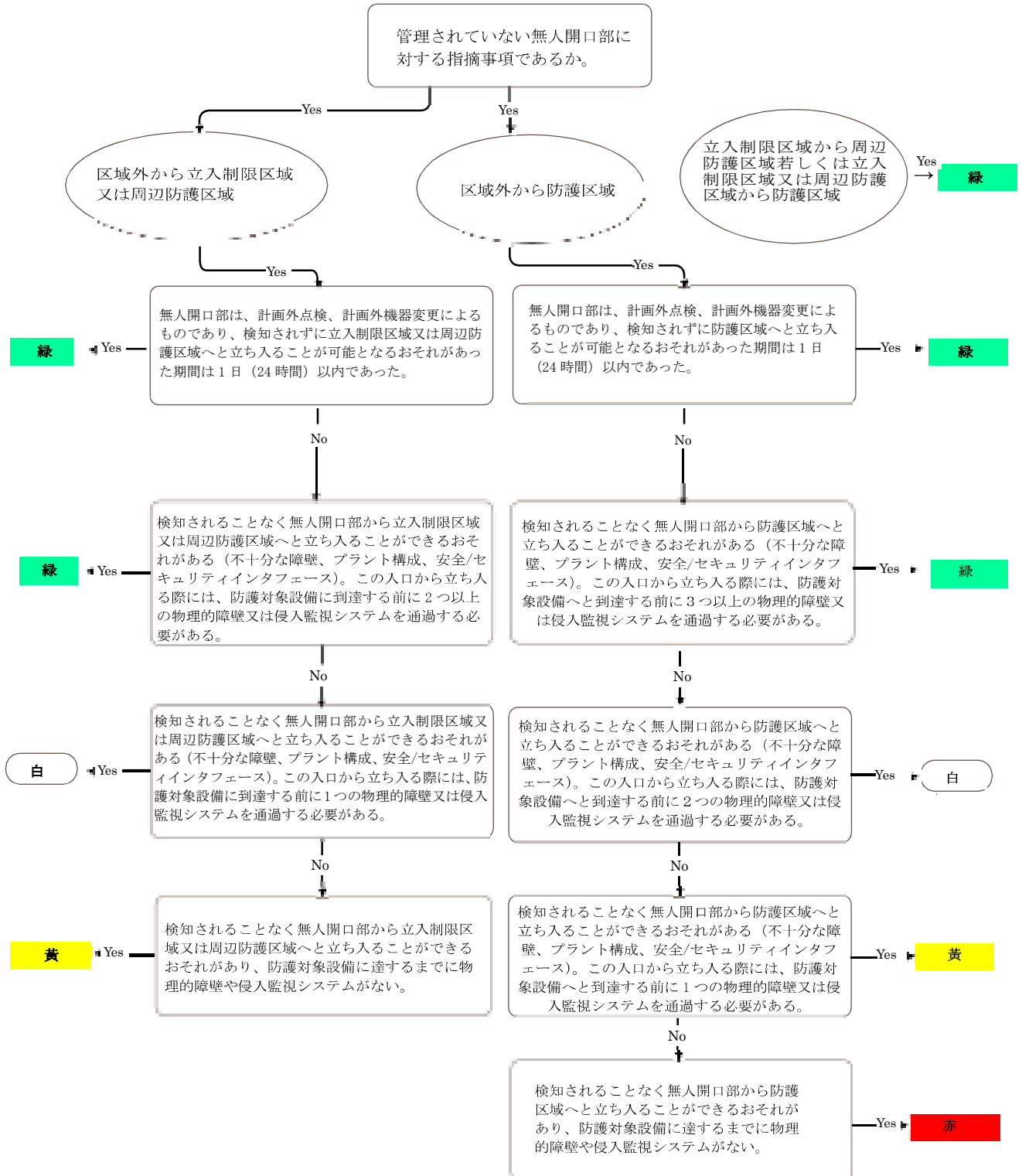
防護対象設備へと到達するには3つ以上の物理的障壁又は侵入監視システムを通過する必要がある防護区域入口については、指摘事項は「緑」と評価する。

防護対象設備へと到達するには2つの物理的障壁又は侵入監視システムを通過する必要がある防護区域入口については、指摘事項は「白」と評価する。

防護対象設備へと到達するには1つの物理的障壁又は侵入監視システムを通過する必要がある防護区域入口については、指摘事項は「黄」と評価する。

防護対象設備へと到達する上で物理的障壁又は侵入監視システムが存在しない防護区域入口については、指摘事項は「赤」と評価する。

添付－管理されていない開口部に関する重要度評価のフロー図



## 附属書 5

### 防護措置に関する重要度評価運ガイド

○防護措置に関する重要度評価プロセス

1. 表1の内容を踏まえて、図1から図5のいずれのフロー図により重要度を評価するか決定する。
2. 影響を受けた防護措置について、採点表を用いて採点する。
3. 採点結果の数値から評価表を用いて指摘事項の重大性（緑、白、黄、赤）を特定する。

図 1 - 立入承認

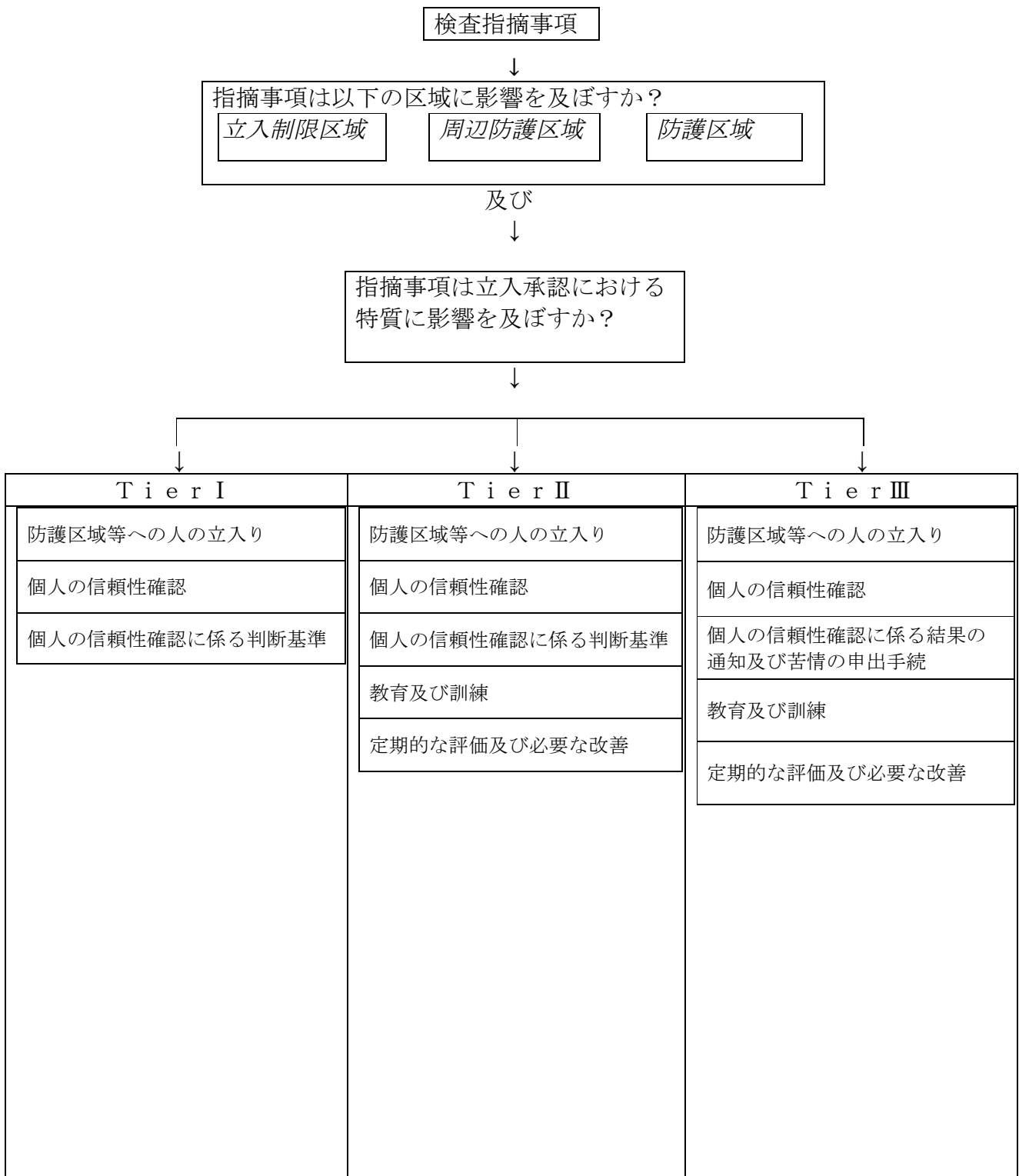


図 2 - 出入管理

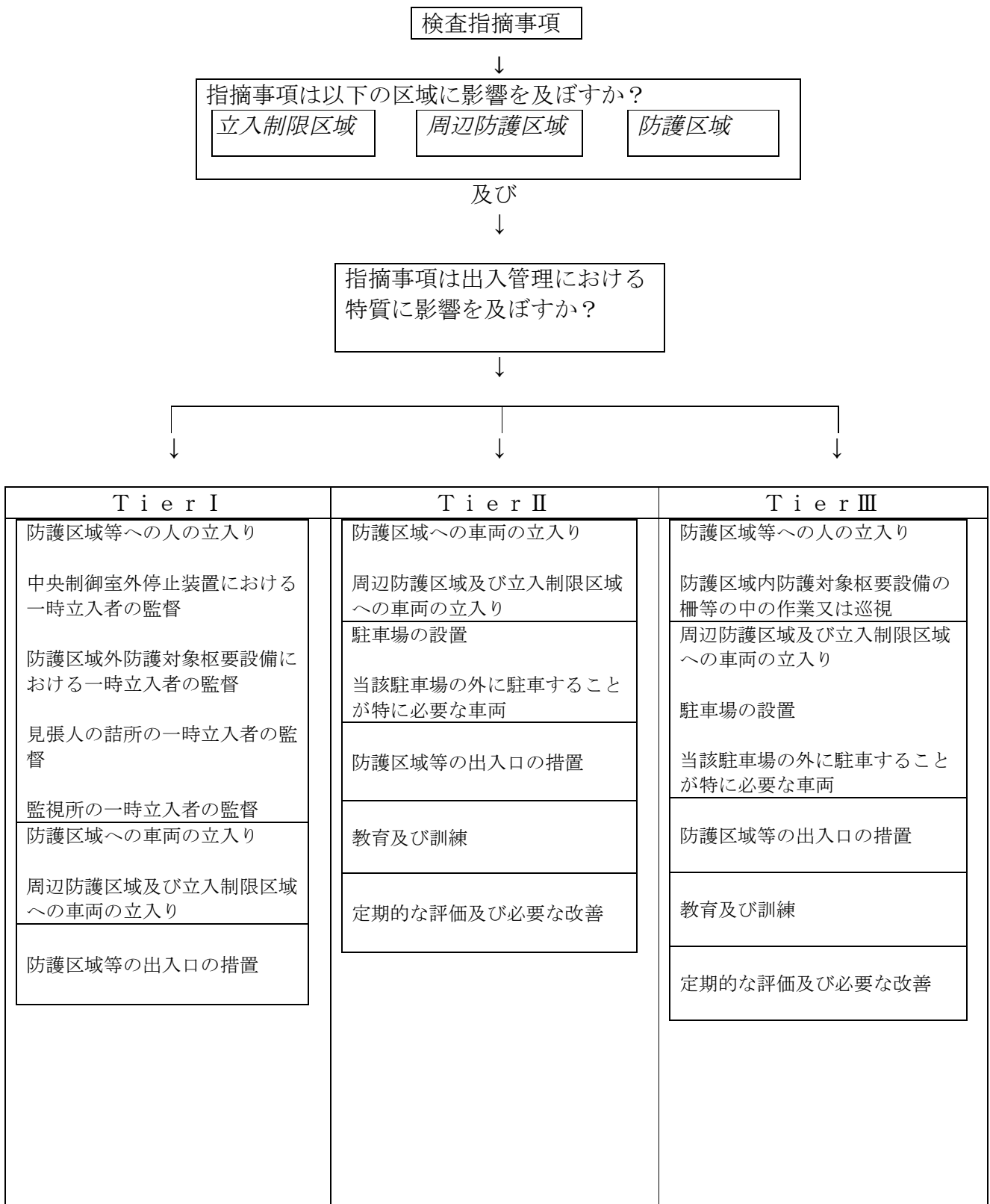
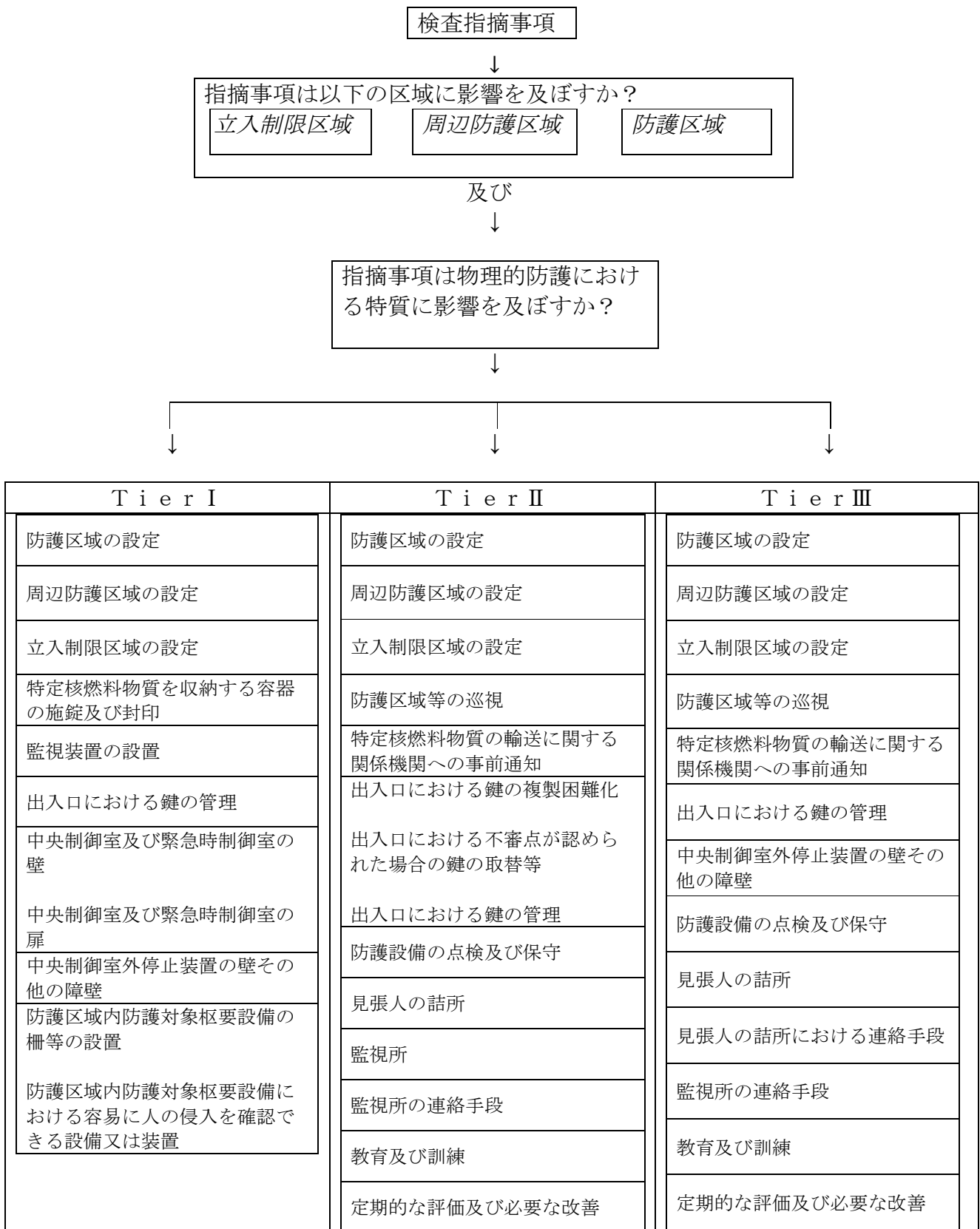




図 3 - 物理的防護



<p>防護区域等の巡視</p> <p>防護区域内防護対象枢要設備の 柵等の中の作業又は巡視</p> <p>防護区域外防護対象枢要設備の 障壁の中の作業又は巡視</p> <p>特定重大事故等対処施設内の作 業又は巡視</p>		
<p>防護区域外防護対象枢要設備の 壁その他の障壁</p>		
<p>特定重大事故等対処施設の防護 区域内への設置</p>		
<p>非常用電源設備及び無停電電源 装置の設置</p>		
<p>見張人の詰所</p>		
<p>見張人の詰所における連絡手段</p>		
<p>核燃料物質等の運搬に係る品質 管理等の措置 (外運搬規則*第 17 条の 2)</p>		
<p>妨害破壊行為等の脅威への対応</p>		
<p>性能試験の実施及び核物質防護 システム全体の有効性評価</p>		

※ 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

図4－情報システム防護

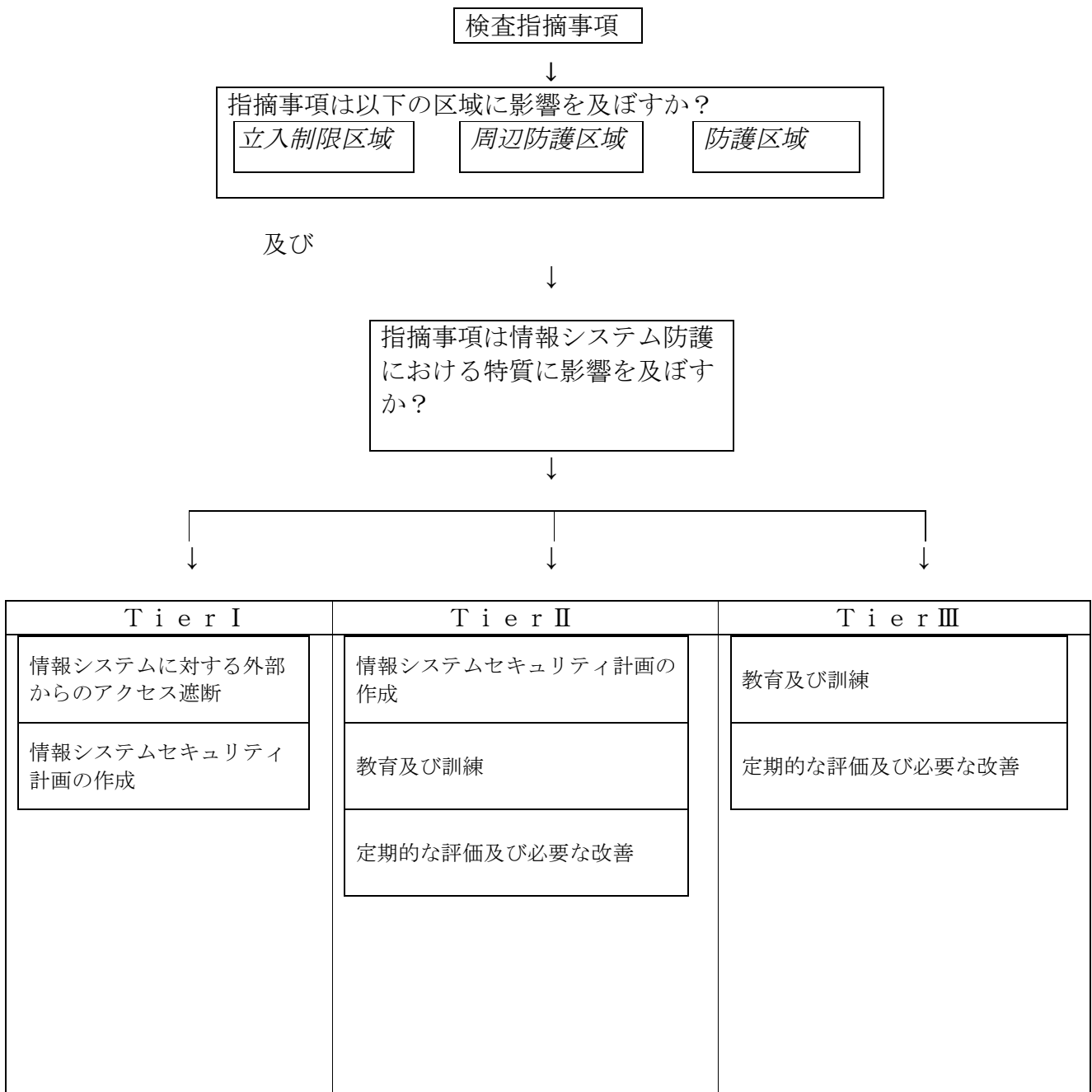
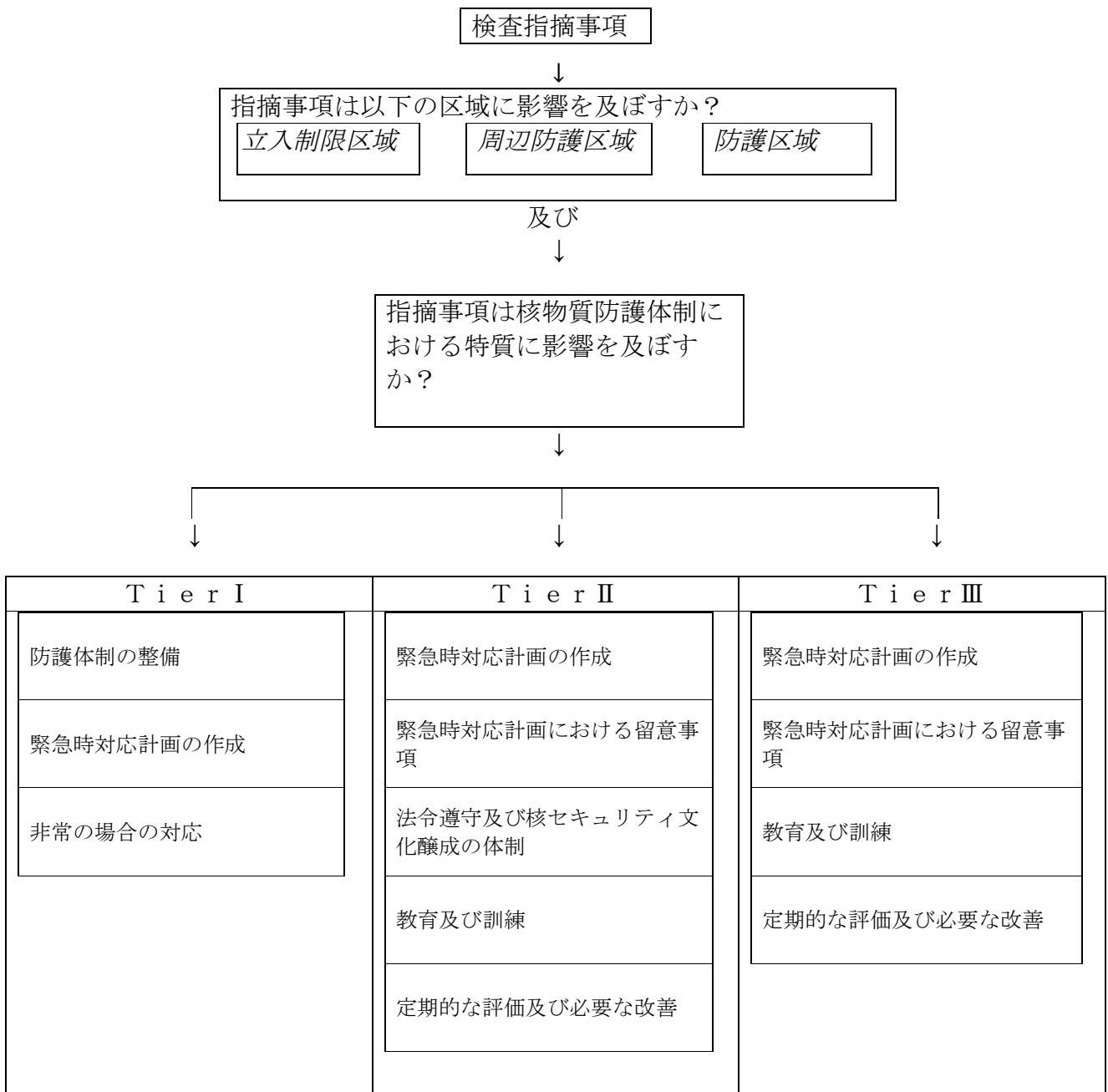


図5－核物質防護体制



## 採 点 表

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																					
	Tier I																					
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12	13
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	13	13	13

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier II																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
影響を受ける区域																		
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7	7	8
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	5	5	5	6	6	7	7	7	8	8	8
防護区域	1	2	3	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	9	10	10	10

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier III																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
影響を受ける区域																		
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2	2										
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3	3										
防護区域	0	1	2	3	3	3	4	4										

情報システム防護	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	

情報システム防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5
防護区域	1	2	3	4	5	5	6

情報システム防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier III						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3
防護区域	0	1	2	3	3	3	4

核物質防護体制	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	1	2	3	4	5	6	7	
周辺防護区域	2	3	4	5	6	7	8	
防護区域	3	4	5	6	7	8	9	

核物質防護体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7
防護区域	2	3	4	5	5	6	7

核物質防護体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier III						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	0	1	1	2	2	3
周辺防護区域	0	1	1	2	2	3	3
防護区域	1	1	2	2	3	3	4

評 価 表

数 値	色
0 - 6	緑
7 - 15	白
16 - 25	黄
26+	赤

原子力規制検査における個別事項の  
重要度評価プロセスに関するガイド  
(核物質防護用)

【 試験研究炉、使用施設 】

試運用版

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
放射線防護グループ  
核セキュリティ部門



## 1. 目的

個別事項の重要度評価プロセスは、適用可能なリスク情報を活用し、原子力規制検査において各監視領域（小分類）に関連づけて検出された検査指摘事項の安全上の重要度を決定するものである。原子力規制検査（核物質防護に関するものに限る。）（以下「核物質防護検査」という。）においては、本ガイドを活用し、利用可能なリスク情報を用いて検査指摘事項の核物質防護上の重要度について評価を行うこととする。

## 2. 適用範囲

本ガイドの附属書に示される個別具体的な重要度評価は、原子力規制検査実施要領（内規）に基づく核物質防護検査における検査指摘事項に対して適用する。この場合において、核物質防護検査における検査指摘事項とするか判断するため、まず個々の核物質防護検査における検査気付き事項について、パフォーマンスの欠陥の有無に関する判断と軽微を超えるものであるかどうかの判断によるスクリーニングを行う必要がある（これらの定義等については、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド（核物質防護用）」に示す）。違反事項であっても事業者のパフォーマンス欠陥と関連しないものは検査指摘事項にならないので重要度評価は適用されない。

なお、意図的な法令違反がある等、核物質防護上重要な事案が生じた場合であっても、事業者のパフォーマンスの欠陥と関連しないものは検査指摘事項にならないので、本ガイドは適用されないが、そのような場合は、重要度評価とは別に、対応措置及び特別検査等の対応が図られることとなる。

## 3. 核物質防護に係る重要度評価の基本的な考え方

- (1) 検査指摘事項として文書化されるパフォーマンスの欠陥は、劣化状態の直接原因が記載されるべきである。すなわち、劣化状態（例えば、監視カメラの動作不能）それ自体は事業者のパフォーマンスの欠陥ではなく、むしろ、事業者のパフォーマンスの欠陥（例えば、不適切なメンテナンス手順）が、劣化状態を引き起こした直接原因ということである。重要度評価は、リスクに影響を及ぼすパフォーマンスの欠陥が原因となって発生した劣化状態について、核物質防護に係る重要度を評価するものである。
- (2) 機器の故障又は警備員の不適切な行動によって引き起こされる事象に関する核物質防護上の影響度合は、初めに、個別の検査ガイドに従って、原子力規制庁職員により調査される。この結果は、事象への対応又はフォローアップに当たって有用なリスク上の洞察を原子力規制庁職員に提供するかもしれないが、検査指摘事項の核物質防護上の重要度を判断するものではない。

## 4. 核物質防護に係る重要度評価区分の考え方

核物質防護検査における検査指摘事項については、その核物質防護上の重要度を示す色付けが行われる。以下に示す定義（a～d）は、各色付けに対する定性的な説明であり、添付及び重要度評価に関する附属書に沿って評価を行う。

- a. 赤：安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
- b. 黄：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
- c. 白：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規

制関与の下で改善を図るべき水準

- d. 緑: 安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

## 5. 検査指摘事項の重要度評価手順

### 5. 1 検査指摘事項の初期評価

核物質防護検査における検査指摘事項については、本ガイドの添付の手順及び附属書に沿って核物質防護検査を行った検査官が初期評価を行う。この結果、当該検査指摘事項が「緑」であると判断される場合には、これが最終決定となり、検査報告書にまとめられる。

### 5. 2 核物質防護重要度評価会合（仮称）

核物質防護検査を行った検査官の初期評価により、検査指摘事項が「緑」であると判断されない場合については、原則として核セキュリティ部門の職員により構成される核物質防護重要度評価会合（仮称）において重要度の評価及び決定を行う。なお、同会合においては、「原子力規制検査における対応措置ガイド（核物質防護用）」に定める対応措置に係る深刻度レベルの決定も行う。

### 5. 3 個別事項の重要度評価結果の事業者への提示

原子力規制庁による個別事項の重要度評価の結果については、最終決定の前に事業者へ提示する。

（注）核物質防護重要度評価会合（仮称）による重要度評価及び最終決定の手順等については、本ガイドにおいて別途定める。

## ○変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
0			制定	
1				
2				
3				

## 検査指摘事項の初期評価

### 1. 個別事項の重要度評価の対象となる入口条件

- ・ 核物質防護検査において、事業者のパフォーマンスの欠陥が確認された検査気付き事項で、軽微を超えるものは検査指摘事項となり、重要度評価の対象となる。
- ・ 一方、事業者のパフォーマンスの欠陥が確認された検査気付き事項で、軽微と判断されたものは検査指摘事項とならず重要度評価の対象ではない。

### 2. 重要度評価の対象事象（検査指摘事項）の初期評価

本添付文書に基づき検査官が検査指摘事項に対する初期の評価（事象の整理）を行う。

#### （1）検査指摘事項についての総合的な情報シートの作成（表1）

- ① 検査指摘事項として認知した日時及び状況を記載する。
- ② 検査指摘事項としたパフォーマンスの欠陥の概要を記載する。
- ③ パフォーマンスの欠陥に係る基準（核物質防護規定又は下位規定）の該当条項を記載する。
- ④ 検査指摘事項としたパフォーマンスの欠陥が軽微を超えると判断した理由に該当するボックスをチェックする。
- ⑤ 防護措置上の問題点を記載する。

#### （2）適用する附属書（重要度評価手法）の選定

- ① 表1の内容を踏まえて、表2に基づき適用する附属書を選定する
- ② 複数の防護措置が影響を受けている場合、合理的な判断に基づき、適用する1つの附属書を選定する。

附属書：

附属書1：特定核燃料物質の管理に関する重要度評価ガイド

附属書2：核物質防護情報の管理に関する重要度評価ガイド

附属書3：防護措置に関する重要度評価ガイド

表 1 - 検査指摘事項の総合的な情報シート

検査指摘事項を認知した日時及び状況：

パフォーマンスの欠陥の概要：

パフォーマンスの欠陥に係る基準の該当条項：

軽微を超えると判断した理由：

- パフォーマンスの欠陥は、核物質防護規定等で定められた防護措置が実施されていない状態と認められる
- パフォーマンスの欠陥は、妨害破壊行為等を行おうとする外部脅威者又は内部脅威者に利用されるなど防護措置の有効性を低下させている
- 確認されたパフォーマンス欠陥が是正されないままであれば、他のパフォーマンスの欠陥を発生させるなど更に防護上重大な問題をもたらす可能性がある
- パフォーマンスの欠陥は安全実績指標（PI）に関係し、その安全実績指標（PI）のしきい値を超える原因となる

防護措置上の問題点：

表2－重要度評価の附属書の選定ルート

表1の内容を踏まえて、A及びBの質問に「はい」か「いいえ」で答えること。A及びBの質問に対する答えが「いいえ」の場合は、**附属書3**に進むこと。

A. 特定核燃料物質の管理

検査結果は、特定核燃料物質の管理に関するものか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書1**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

B. 核物質防護情報の管理

検査結果は、核物質防護情報の管理に関するものか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書2**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、**附属書3**に進むこと。

## 附属書 1

### 特定核燃料物質の管理に関する重要度評価ガイド

## ○特定核燃料物質の管理に関する重要度決定プロセス

### 1. 指摘事項には所在不明の特定核燃料物質が関係しているか？

特定核燃料物質の常時監視に関する指摘事項など、所在不明の特定核燃料物質が関係していない場合、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。所在不明の特定核燃料物質が関係している場合は、次のステップに進む。

### 2. 所在不明の特定核燃料物質は、24時間以内に防護区域内で発見されたか？

特定核燃料物質の所在不明が判明してから24時間以内に、当該特定核燃料物質を防護区域内で発見した場合は、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。そうでない場合は、次のステップに進む。

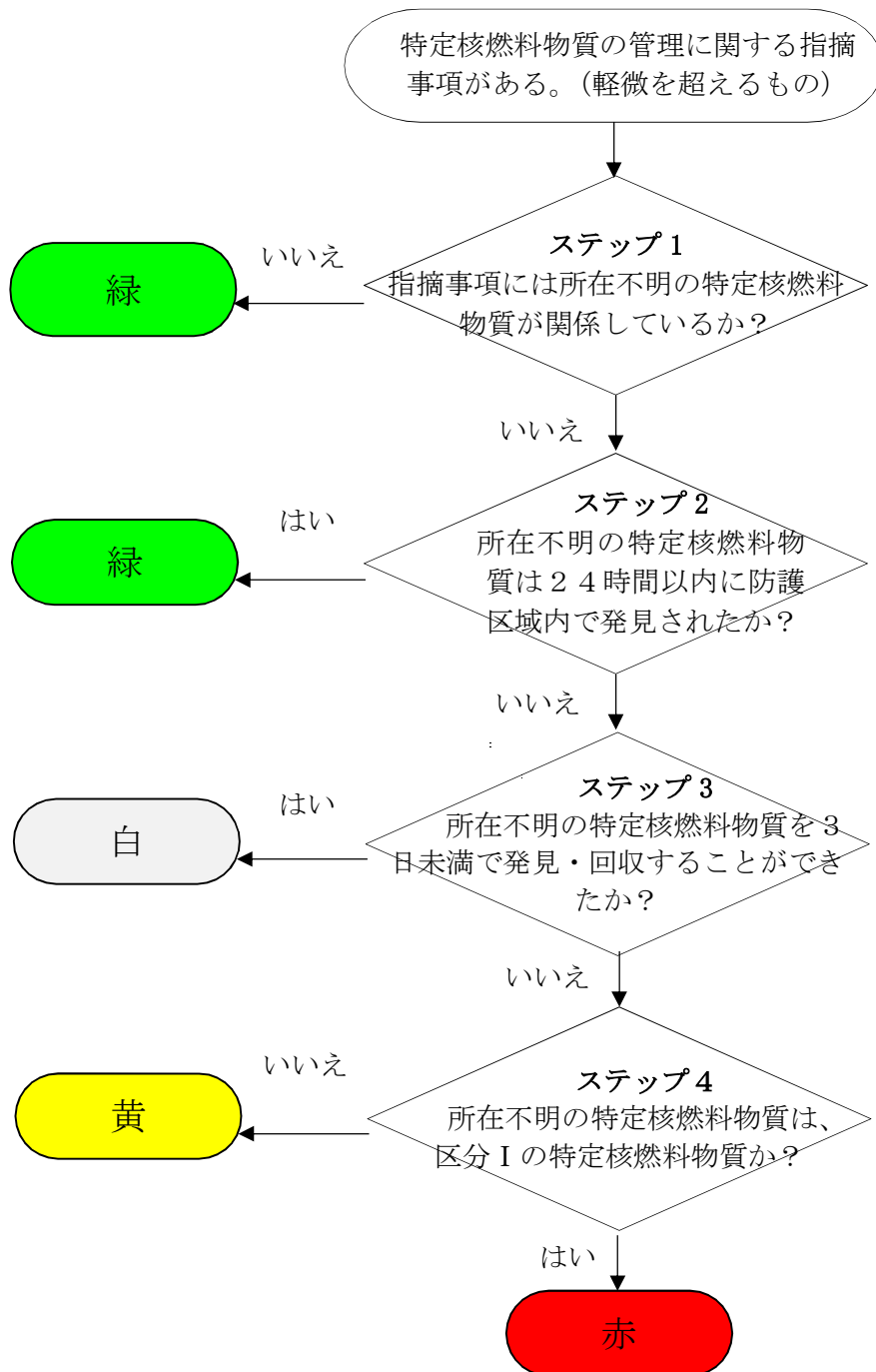
### 3. 所在不明の特定核燃料物質は、3日未満で発見・回収することができたか？

特定核燃料物質の所在不明が判明してから3日未満で当該特定核燃料物質を発見・回収した場合は、この指摘事項の重要度は「白」と評価する。そうでない場合は、次のステップに進む。

### 4. 所在不明の特定核燃料物質は、区分Ⅰの特定核燃料物質か？

所在不明の特定核燃料物質が、区分Ⅰの特定核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第48条の表第2号に規定する特定核燃料物質）でない場合、この指摘事項の重要度は「黄」と評価する。区分Ⅰの特定核燃料物質の場合は、この指摘事項の重要度は「赤」と評価する。

別添一特定核燃料物質の管理に関する重要度評価フロー図





## 附属書 2

### 核物質防護情報の管理に関する重要度評価ガイド

## ○核物質防護情報の管理に関する重要度決定プロセス

### 1. 指摘事項には核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係しているか？

指摘事項には核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係していない場合、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係している場合は、次のステップに進む。

※本附属書中での核物質防護秘密の漏えいは、電子的管理不備による情報システムからの漏えいを意味し、核物質防護秘密の紛失は、物理的管理不備による核物質防護秘密を含む文書等の紛失（所在不明が判明してから24時間以内に発見できなかった場合は紛失とみなす。）を意味する。

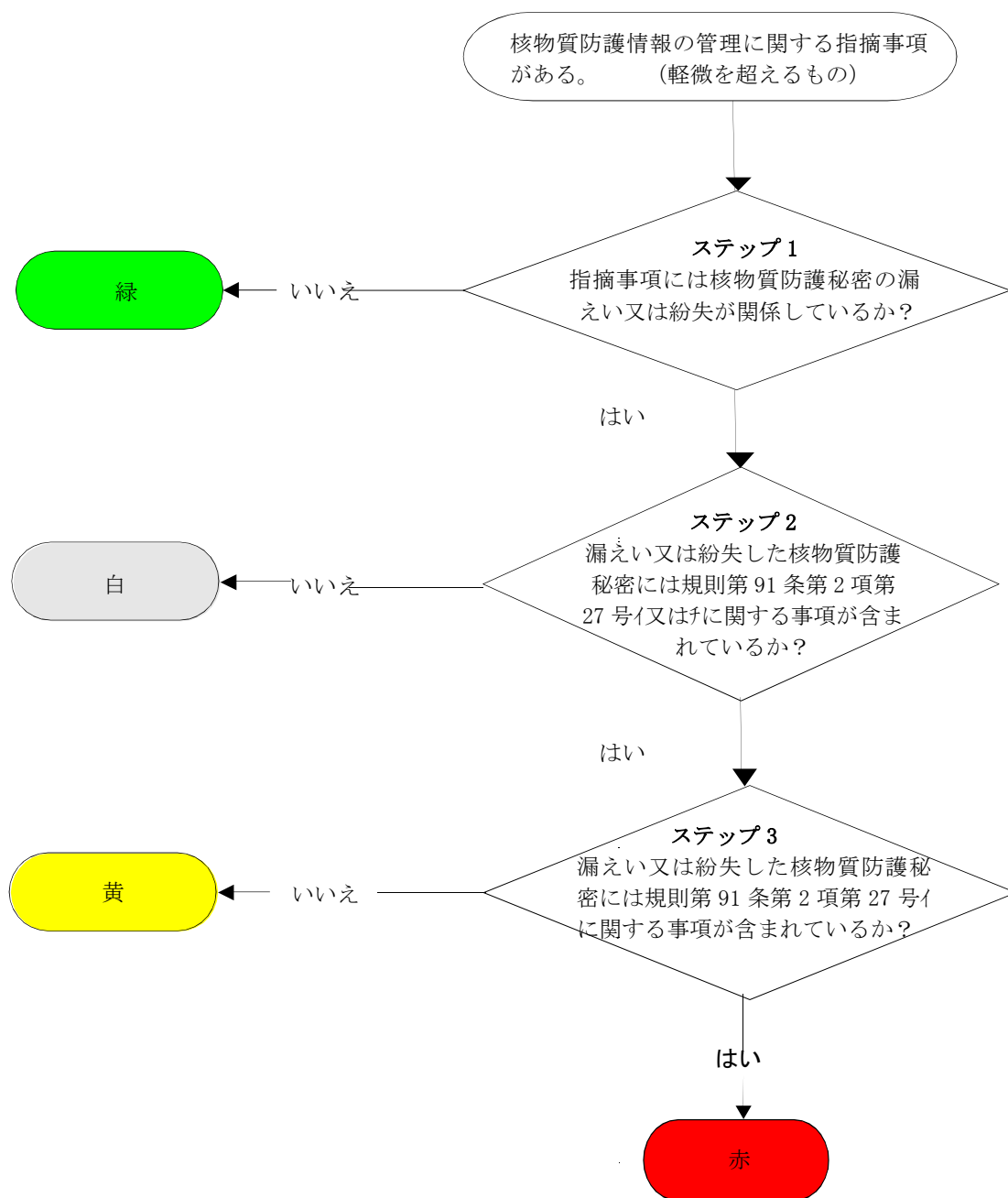
### 2. 漏えい又は紛失した核物質防護秘密には、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第91条第2項第27号イ又はチに関する事項が含まれているか？

漏えい又は紛失した核物質防護秘密に規則第91条第2項第27号イ又はチに関する事項が含まれていない場合、この指摘事項の重要度は「白」と評価する。イ又はチに関する事項が含まれている場合は、次のステップに進む。

### 3. 漏えい又は紛失した核物質防護秘密には、規則第91条第2項第27号イに関する事項が含まれているか？

イに関する事項が含まれていない場合、この指摘事項の重要度は「黄」と評価する。イに関する事項が含まれている場合は、この指摘事項の重要度は「赤」と評価する。

別添一核物質防護情報の管理に関する重要度評価のフロー図



## 附属書 3

### 防護措置に関する重要度評価運ガイド

○防護措置に関する重要度評価プロセス

1. 表1の内容を踏まえて、図1から図5のいずれのフロー図により重要度を評価するか決定する。
2. 影響を受けた防護措置について、採点表を用いて採点する。
3. 採点結果の数値から評価表を用いて指摘事項の重大性（緑、白、黄、赤）を特定する。

図1 - 立入承認

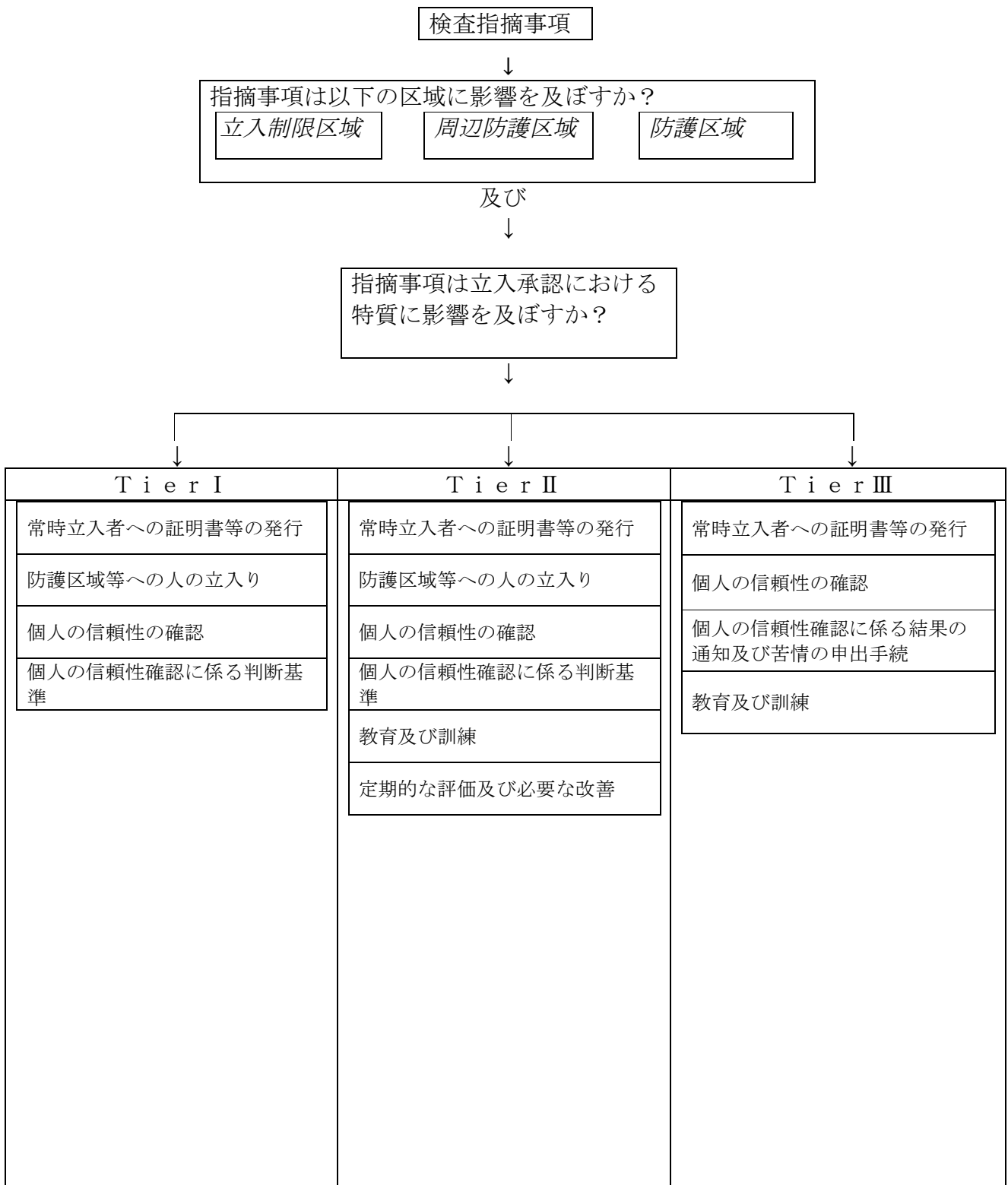


図 2 - 出入管理

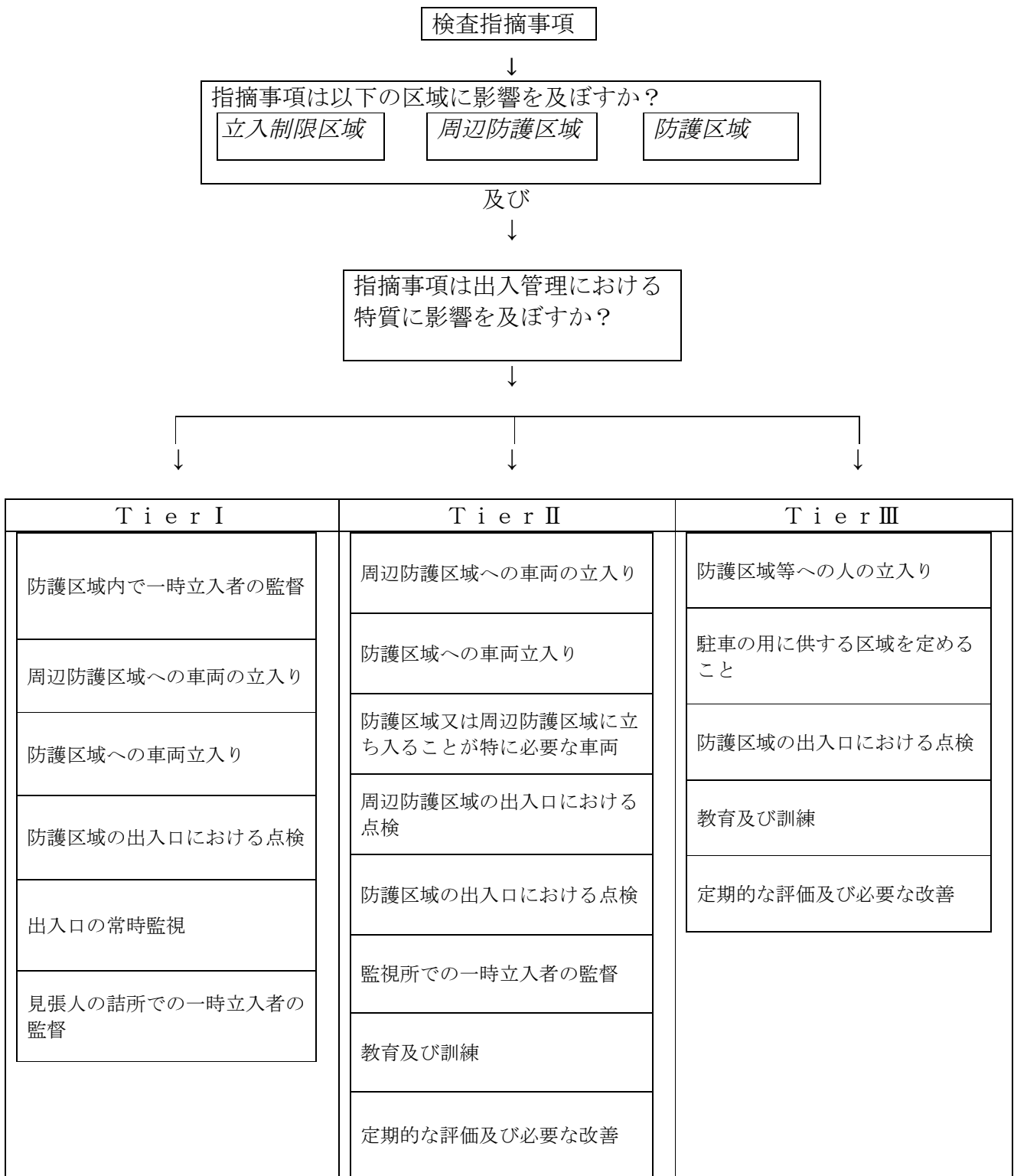


図 3 - 物理的防護

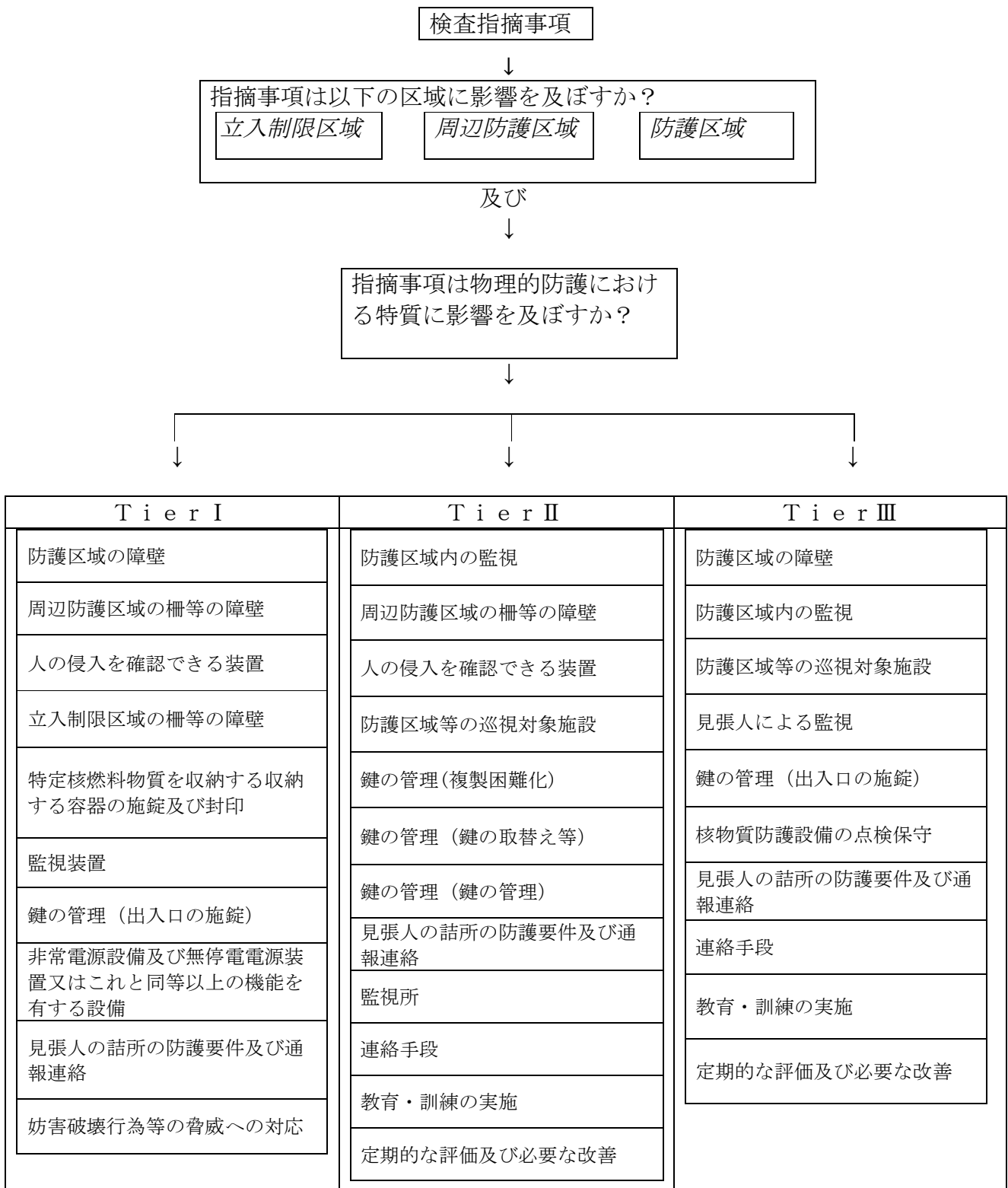




図4－情報システム防護

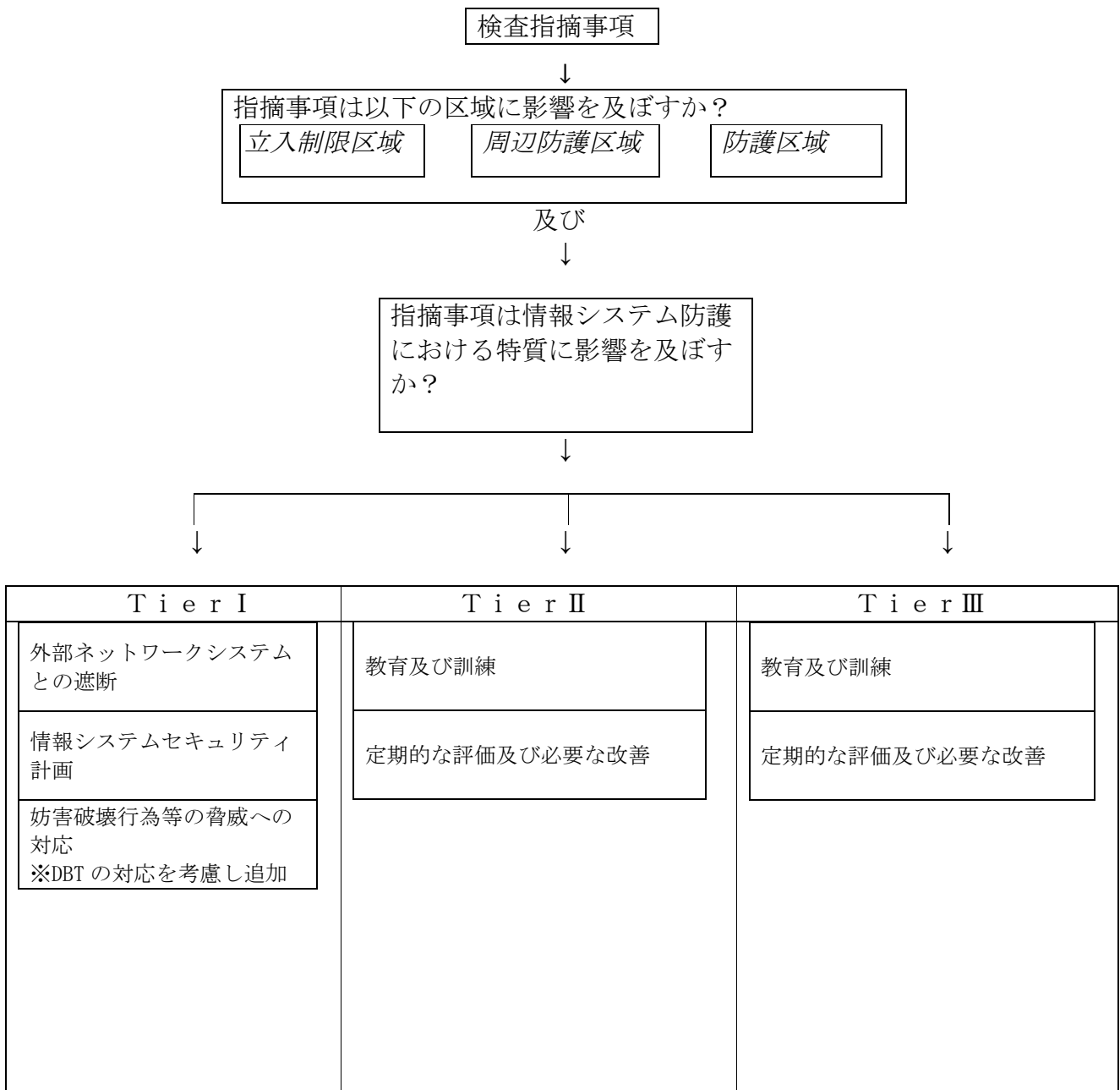
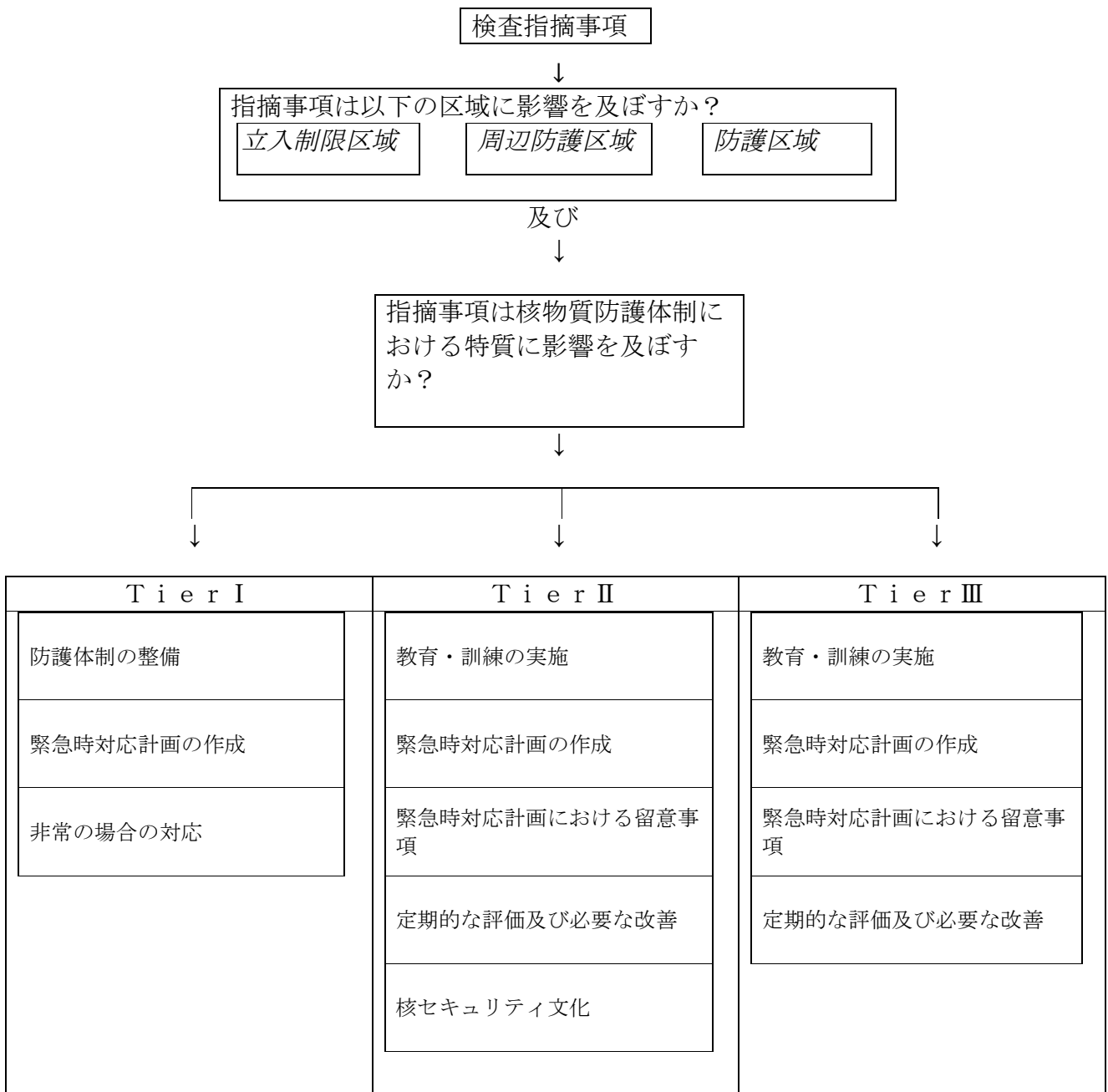


図5－核物質防護体制



## 採 点 表

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																					
	Tier I																					
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	12	13
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12	12	13	13	13

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier II																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
影響を受ける区域																		
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7	7	8
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	5	5	5	6	6	7	7	7	8	8	8
防護区域	1	2	3	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	9	10	10	10

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier III																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
影響を受ける区域																		
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2	2										
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3	3										
防護区域	0	1	2	3	3	3	4	4										

情報システム 防護	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	

情報システム 防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5
防護区域	1	2	3	4	5	5	6

情報システム 防護	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier III							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2	
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3	
防護区域	0	1	2	3	3	3	4	

核物質防護 体制	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	1	2	3	4	5	6	7	
周辺防護区域	2	3	4	5	6	7	8	
防護区域	3	4	5	6	7	8	9	

核物質防護 体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7
防護区域	2	3	4	5	5	6	7

核物質防護 体制	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier III							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	0	0	1	1	2	2	3	
周辺防護区域	0	1	1	2	2	3	3	
防護区域	1	1	2	2	3	3	4	

評 価 表

数 値	色
0 - 6	緑
7 - 15	白
16 - 25	黄
26+	赤

原子力規制検査における個別事項の  
重要度評価プロセスに関するガイド  
(核物質防護用)

【 区分Ⅲ施設 】

試運用版

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
放射線防護グループ  
核セキュリティ部門

## 1. 目的

個別事項の重要度評価プロセスは、適用可能なリスク情報を活用し、原子力規制検査において各監視領域（小分類）に関連づけて検出された検査指摘事項の安全上の重要度を決定するものである。原子力規制検査（核物質防護に関するものに限る。）（以下「核物質防護検査」という。）においては、本ガイドを活用し、利用可能なリスク情報を用いて検査指摘事項の核物質防護上の重要度について評価を行うこととする。

## 2. 適用範囲

本ガイドの附属書に示される個別具体的な重要度評価は、原子力規制検査実施要領（内規）に基づく核物質防護検査における検査指摘事項に対して適用する。この場合において、核物質防護検査における検査指摘事項とするか判断するため、まず個々の核物質防護検査における検査気付き事項について、パフォーマンスの欠陥の有無に関する判断と軽微を超えるものであるかどうかの判断によるスクリーニングを行う必要がある（これらの定義等については、「検査気付き事項のスクリーニングに関するガイド（核物質防護用）」に示す）。違反事項であっても事業者のパフォーマンス欠陥と関連しないものは検査指摘事項にならないので重要度評価は適用されない。

なお、意図的な法令違反がある等、核物質防護上重要な事案が生じた場合であっても、事業者のパフォーマンスの欠陥と関連しないものは検査指摘事項にならないので、本ガイドは適用されないが、そのような場合は、重要度評価とは別に、対応措置及び特別検査等の対応が図られることとなる。

## 3. 核物質防護に係る重要度評価の基本的な考え方

- (1) 検査指摘事項として文書化されるパフォーマンスの欠陥は、劣化状態の直接原因が記載されるべきである。すなわち、劣化状態（例えば、監視カメラの動作不能）それ自体は事業者のパフォーマンスの欠陥ではなく、むしろ、事業者のパフォーマンスの欠陥（例えば、不適切なメンテナンス手順）が、劣化状態を引き起こした直接原因ということである。重要度評価は、リスクに影響を及ぼすパフォーマンスの欠陥が原因となって発生した劣化状態について、核物質防護に係る重要度を評価するものである。
- (2) 機器の故障又は警備員の不適切な行動によって引き起こされる事象に関する核物質防護上の影響度合は、初めに、個別の検査ガイドに従って、原子力規制庁職員により調査される。この結果は、事象への対応又はフォローアップに当たって有用なリスク上の洞察を原子力規制庁職員に提供するかもしれないが、検査指摘事項の核物質防護上の重要度を判断するものではない。

## 4. 核物質防護に係る重要度評価区分の考え方

核物質防護検査における検査指摘事項については、その核物質防護上の重要度を示す色付けが行われる。以下に示す定義（a～d）は、各色付けに対する定性的な説明であり、添付及び重要度評価に関する附属書に沿って評価を行う。

- a. 赤：安全確保の機能又は性能への影響が大きい水準
- b. 黄：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下が大きい水準
- c. 白：安全確保の機能又は性能への影響があり、安全裕度の低下は小さいものの、規

制関与の下で改善を図るべき水準

- d. 緑:安全確保の機能又は性能への影響があるが限定的かつ極めて小さなものであり、事業者の改善措置活動により改善が見込める水準

## 5. 検査指摘事項の重要度評価手順

### 5. 1 検査指摘事項の初期評価

核物質防護検査における検査指摘事項については、本ガイドの添付の手順及び附属書に沿って核物質防護検査を行った検査官が初期評価を行う。この結果、当該検査指摘事項が「緑」であると判断される場合には、これが最終決定となり、検査報告書にまとめられる。

### 5. 2 核物質防護重要度評価会合（仮称）

核物質防護検査を行った検査官の初期評価により、検査指摘事項が「緑」であると判断されない場合については、原則として核セキュリティ部門の職員により構成される核物質防護重要度評価会合（仮称）において重要度の評価及び決定を行う。なお、同会合においては、「原子力規制検査における対応措置ガイド（核物質防護用）」に定める対応措置に係る深刻度レベルの決定も行う。

### 5. 3 個別事項の重要度評価結果の事業者への提示

原子力規制庁による個別事項の重要度評価の結果については、最終決定の前に事業者へ提示する。

（注）核物質防護重要度評価会合（仮称）による重要度評価及び最終決定の手順等については、本ガイドにおいて別途定める。

## ○変更履歴

No.	変更日 y/m/d	施行日 y/m/d	変更概要	備考
0			制定	
1				
2				
3				



## 検査指摘事項の初期評価

### 1. 個別事項の重要度評価の対象となる入口条件

- ・ 核物質防護検査において、事業者のパフォーマンスの欠陥が確認された検査気付き事項で、軽微を超えるものは検査指摘事項となり、重要度評価の対象となる。
- ・ 一方、事業者のパフォーマンスの欠陥が確認された検査気付き事項で、軽微と判断されたものは検査指摘事項とならず重要度評価の対象ではない。

### 2. 重要度評価の対象事象（検査指摘事項）の初期評価

本添付文書に基づき検査官が検査指摘事項に対する初期の評価（事象の整理）を行う。

#### （1）検査指摘事項についての総合的な情報シートの作成（表1）

- ① 検査指摘事項として認知した日時及び状況を記載する。
- ② 検査指摘事項としたパフォーマンスの欠陥の概要を記載する。
- ③ パフォーマンスの欠陥に係る基準（核物質防護規定又は下位規定）の該当条項を記載する。
- ④ 検査指摘事項としたパフォーマンスの欠陥が軽微を超えると判断した理由に該当するボックスをチェックする。
- ⑤ 防護措置上の問題点を記載する。

#### （2）適用する附属書（重要度評価手法）の選定

- ① 表1の内容を踏まえて、表2に基づき適用する附属書を選定する
- ② 複数の防護措置が影響を受けている場合、合理的な判断に基づき、適用する1つの附属書を選定する。

附属書：

附属書1：特定核燃料物質の管理に関する重要度評価ガイド

附属書2：核物質防護情報の管理に関する重要度評価ガイド

附属書3：防護措置に関する重要度評価ガイド

表 1 - 検査指摘事項の総合的な情報シート

検査指摘事項を認知した日時及び状況：

パフォーマンスの欠陥の概要：

パフォーマンスの欠陥に係る基準の該当条項：

軽微を超えると判断した理由：

- パフォーマンスの欠陥は、核物質防護規定等で定められた防護措置が実施されていない状態と認められる
- パフォーマンスの欠陥は、妨害破壊行為等を行おうとする外部脅威者又は内部脅威者に利用されるなど防護措置の有効性を低下させている
- 確認されたパフォーマンス欠陥が是正されないままであれば、他のパフォーマンスの欠陥を発生させるなど更に防護上重大な問題をもたらす可能性がある
- パフォーマンスの欠陥は安全実績指標（PI）に関係し、その安全実績指標（PI）のしきい値を超える原因となる

防護措置上の問題点：

表2－重要度評価の附属書の選定ルート

表1の内容を踏まえて、A及びBの質問に「はい」か「いいえ」で答えること。A及びBの質問に対する答えが「いいえ」の場合は、**附属書3**に進むこと。

A. 特定核燃料物質の管理

検査結果は、特定核燃料物質の管理に関するものか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書1**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、以下に進むこと。

B. 核物質防護情報の管理

検査結果は、核物質防護情報の管理に関するものか？

- 「はい」の場合は以下に進むのを止め、**附属書2**に進むこと。
- 「いいえ」の場合は、**附属書3**に進むこと。

## 附属書 1

### 特定核燃料物質の管理に関する重要度評価ガイド

## ○特定核燃料物質の管理に関する重要度決定プロセス

### 1. 指摘事項には所在不明の特定核燃料物質が関係しているか？

特定核燃料物質の常時監視に関する指摘事項など、所在不明の特定核燃料物質が関係していない場合、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。所在不明の特定核燃料物質が関係している場合は、次のステップに進む。

### 2. 所在不明の特定核燃料物質は、24時間以内に防護区域内で発見されたか？

特定核燃料物質の所在不明が判明してから24時間以内に、当該特定核燃料物質を防護区域内で発見した場合は、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。そうでない場合は、次のステップに進む。

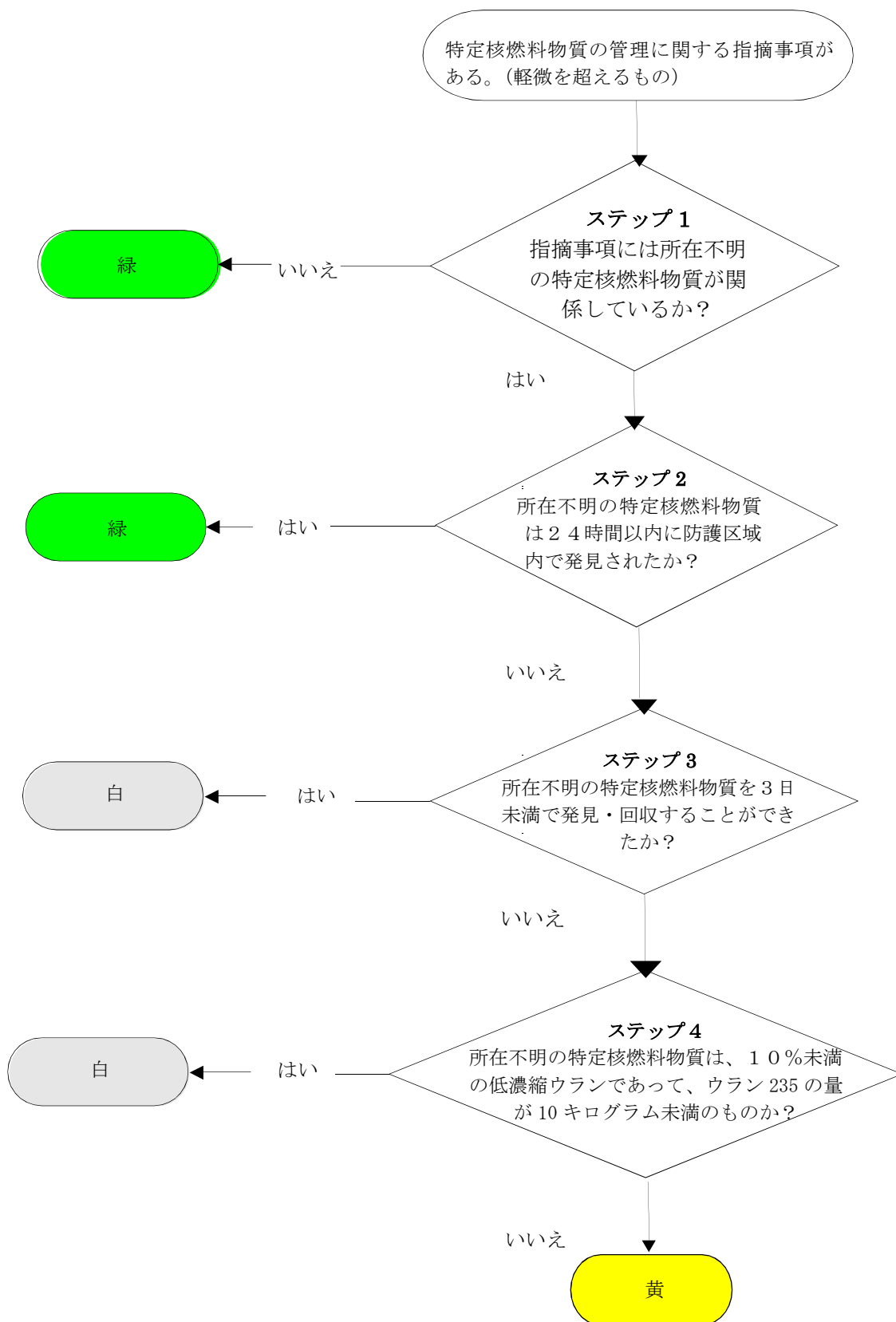
### 3. 所在不明の特定核燃料物質は、3日未満で発見・回収することができたか？

特定核燃料物質の所在不明が判明してから3日未満で当該特定核燃料物質を発見・回収した場合は、この指摘事項の重要度は「白」と評価する。そうでない場合は、次のステップに進む。

### 4. 所在不明の特定核燃料物質は、10%未満の低濃縮ウランであって、ウラン235の量が10キログラム未満のものか？

所在不明の特定核燃料物質が、ウラン235のウラン235及びウラン238に対する比率が天然の比率を超え100分の10に達しないウラン並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であって、ウラン235の量が10キログラム未満の場合は、この指摘事項の重要度は「白」と評価する。そうでない場合は、この指摘事項の重要度は「黄」と評価する。

別添一特定核燃料物質の管理に関する重要度評価フロー図



## 附属書 2

### 核物質防護情報の管理に関する重要度評価ガイド

## ○核物質防護情報の管理に関する重要度決定プロセス

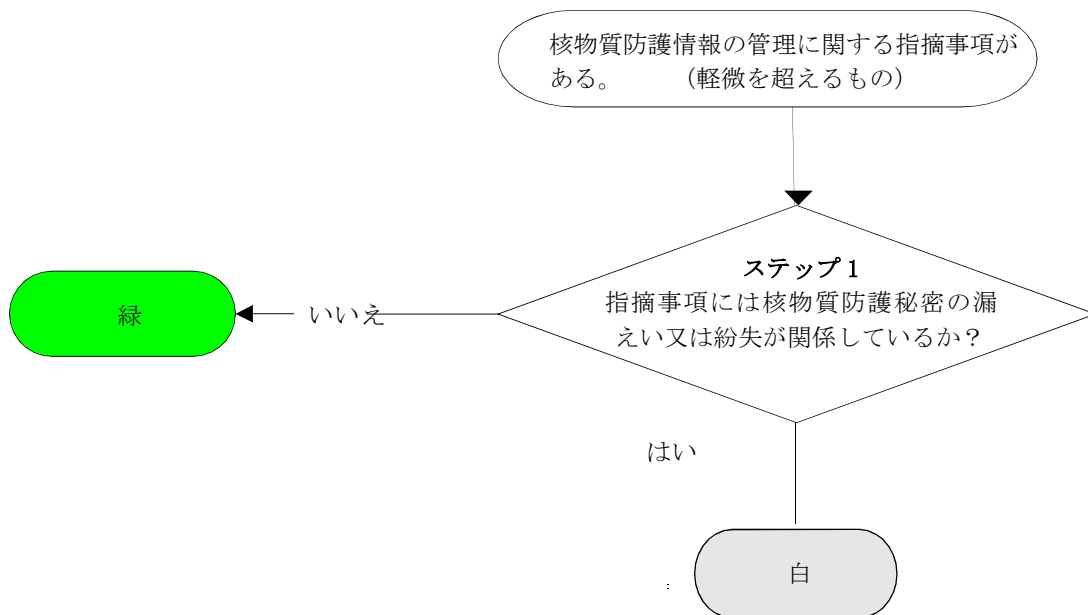
### 1. 指摘事項には核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係しているか？

指摘事項には核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係していない場合、この指摘事項の重要度は「緑」と評価する。核物質防護秘密の漏えい又は紛失が関係している場合は、この指摘事項の重要度は「白」と評価する。

※本附属書中での核物質防護秘密の漏えいは、電子的管理不備による情報システムからの漏えいを意味し、核物質防護秘密の紛失は、物理的管理不備による核物質防護秘密を含む文書等の紛失（所在不明が判明してから24時間以内に発見できなかった場合は紛失とみなす。）を意味する。



別添一核物質防護情報の管理に関する重要度評価のフロー図



## 附属書 3

### 防護措置に関する重要度評価ガイド

○防護措置に関する重要度評価プロセス

1. 表 1 の内容を踏まえて、図 1 から図 5 のいずれのフロー図により重要度を評価するか決定する。
2. 影響を受けた防護措置について、採点表を用いて採点する。
3. 採点結果の数値から評価表を用いて指摘事項の重大性（緑、白、黄、赤）を特定する。

図1 - 立入承認

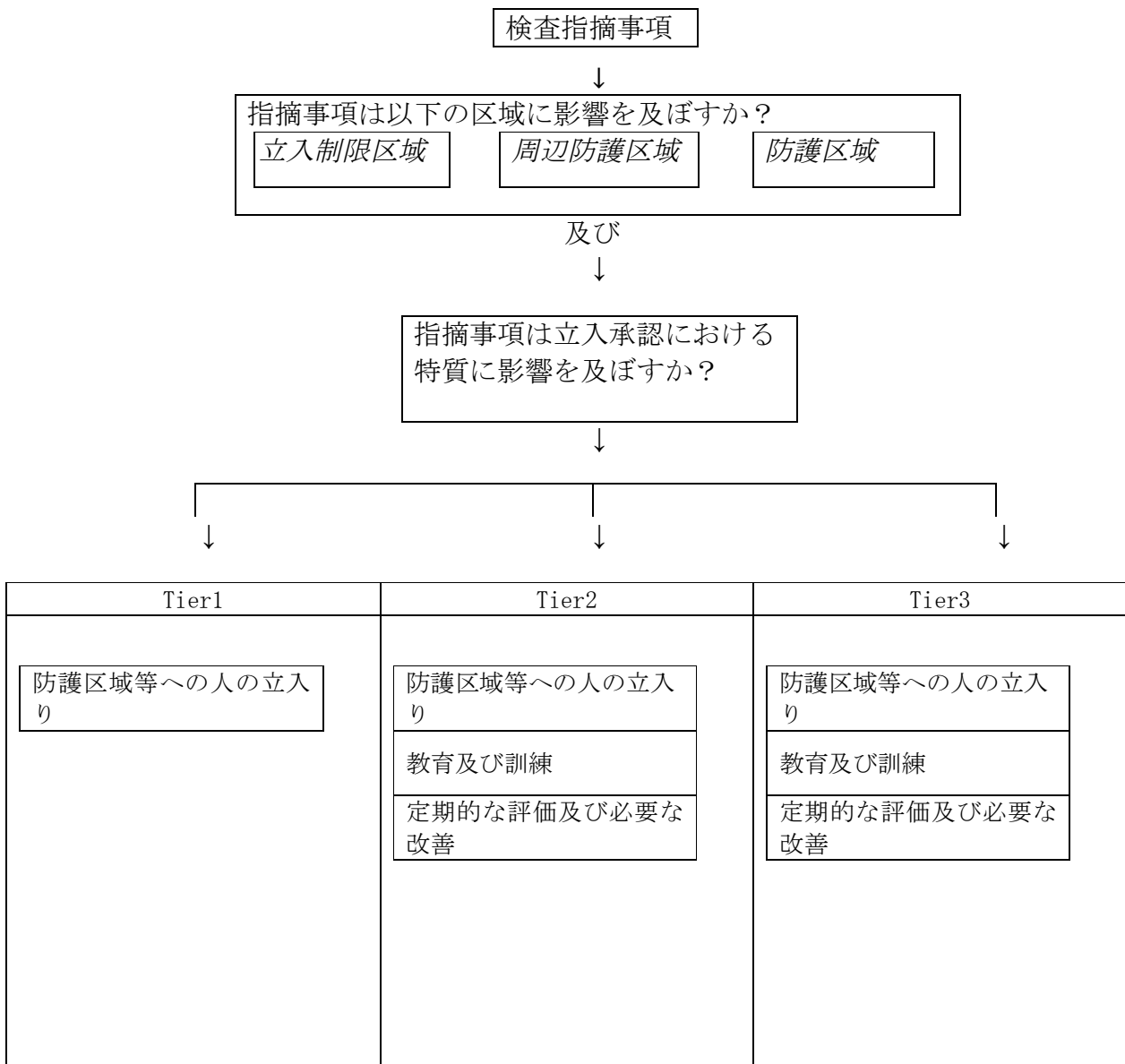


図 2 - 出入管理

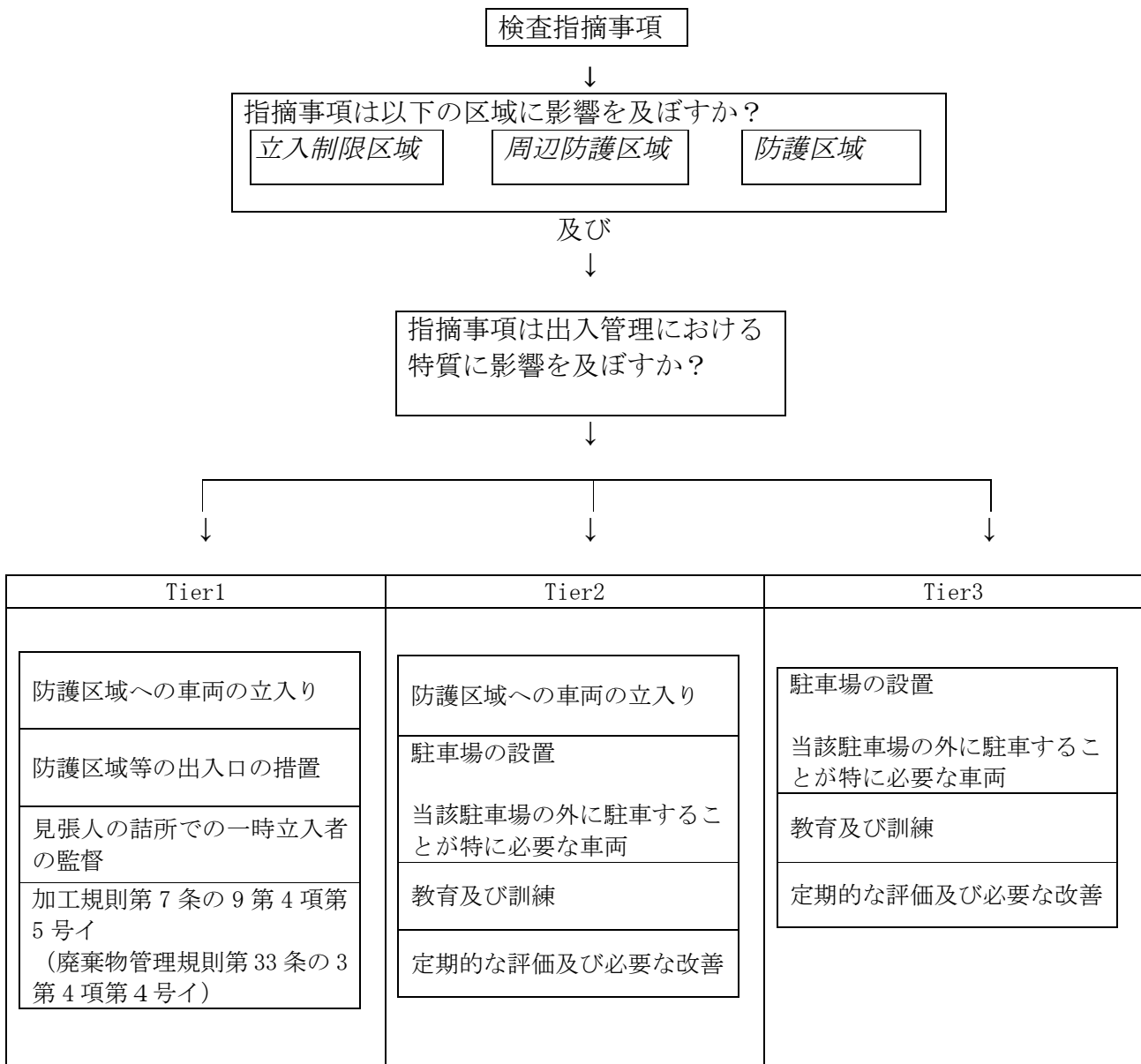


図 3 - 物理的防護

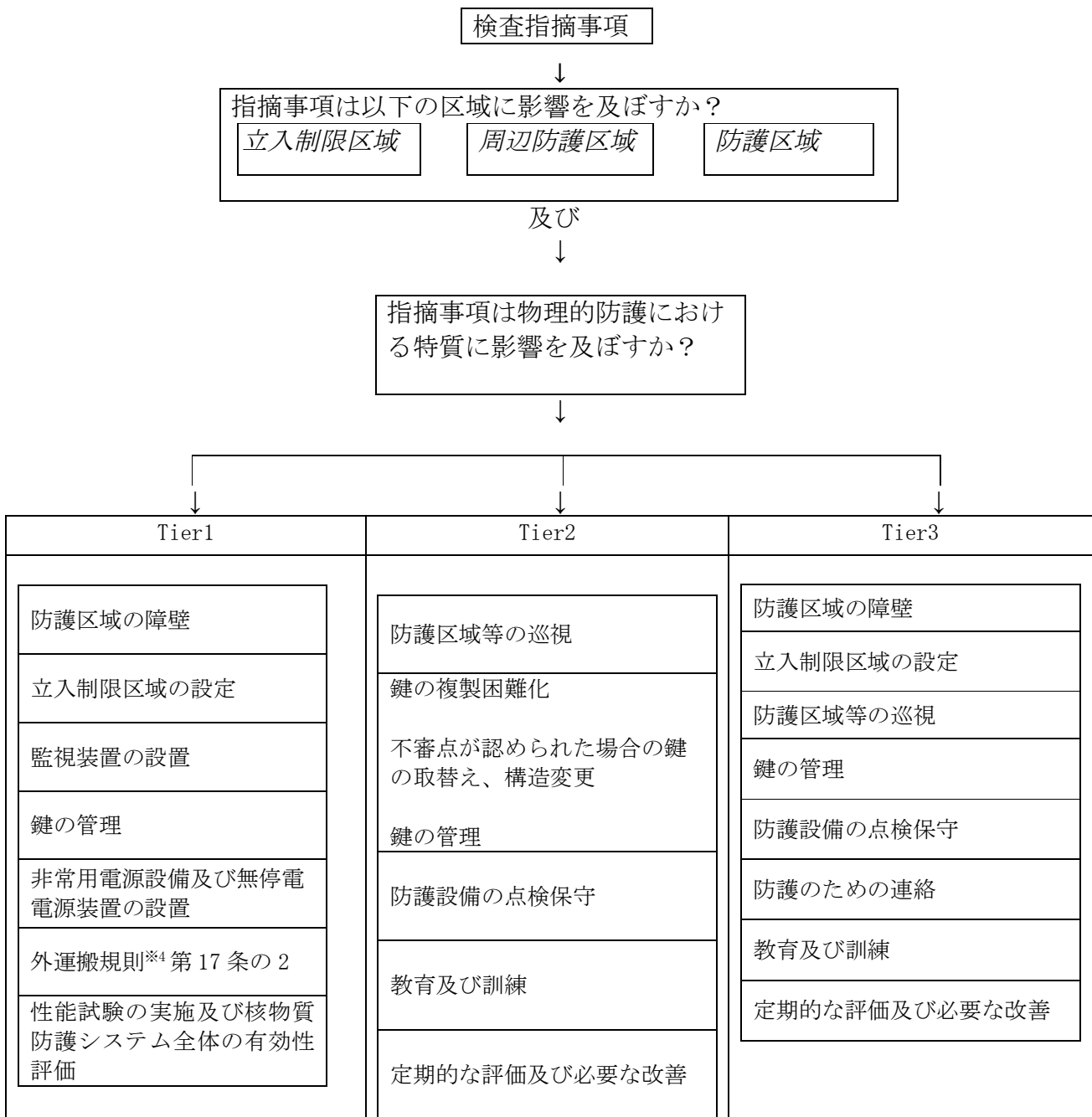


図4－情報システム防護

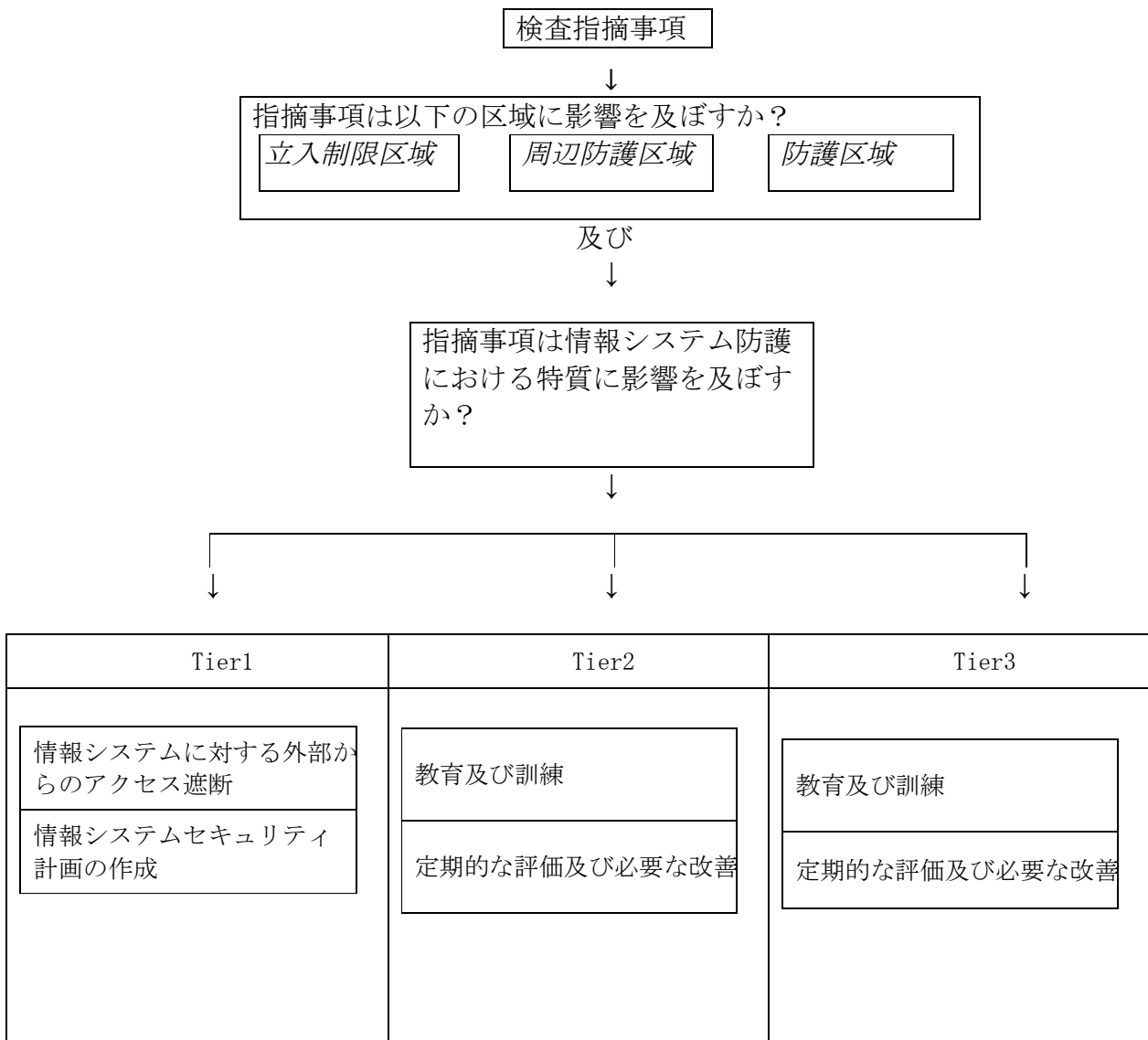
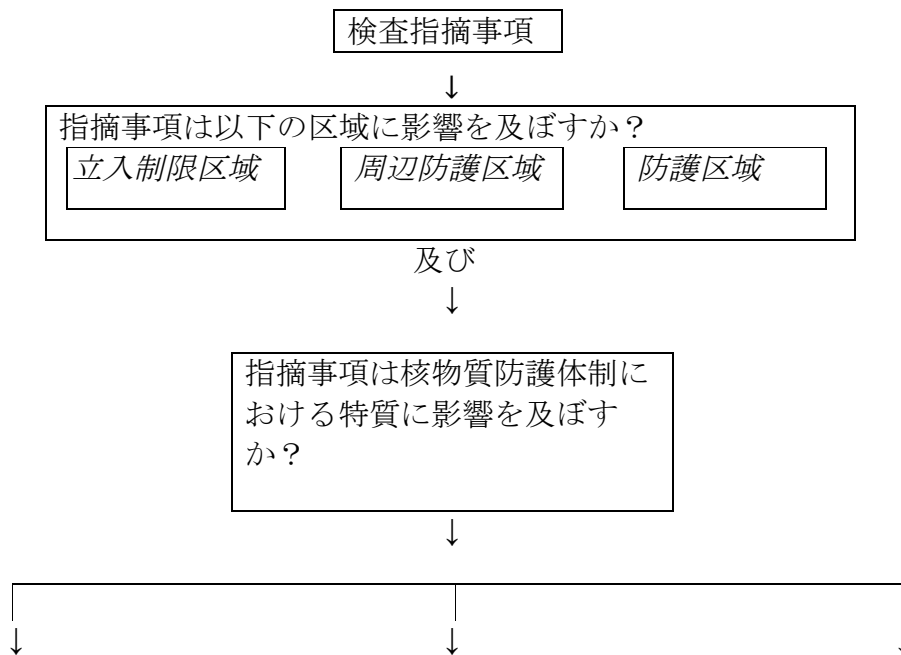


図5－核物質防護体制



Tier1	Tier2	Tier3												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="150 1167 541 1249">防護体制の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1249 541 1332">緊急時対応計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="150 1332 541 1415">非常の場合の対応</td> </tr> </table>	防護体制の整備	緊急時対応計画の作成	非常の場合の対応	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="574 1167 965 1249">緊急時対応計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1249 965 1332">緊急時対応計画における留意事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1332 965 1415">法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1415 965 1498">教育及び訓練</td> </tr> <tr> <td data-bbox="574 1498 965 1581">定期的な評価及び必要な改善</td> </tr> </table>	緊急時対応計画の作成	緊急時対応計画における留意事項	法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制	教育及び訓練	定期的な評価及び必要な改善	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="999 1167 1390 1249">緊急時対応計画の作成</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 1249 1390 1332">緊急時対応計画における留意事項</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 1332 1390 1415">教育及び訓練</td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 1415 1390 1498">定期的な評価及び必要な改善</td> </tr> </table>	緊急時対応計画の作成	緊急時対応計画における留意事項	教育及び訓練	定期的な評価及び必要な改善
防護体制の整備														
緊急時対応計画の作成														
非常の場合の対応														
緊急時対応計画の作成														
緊急時対応計画における留意事項														
法令遵守及び核セキュリティ文化醸成の体制														
教育及び訓練														
定期的な評価及び必要な改善														
緊急時対応計画の作成														
緊急時対応計画における留意事項														
教育及び訓練														
定期的な評価及び必要な改善														



## 採点表

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

立入承認	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier II										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7
防護区域	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8	8

出入管理	影響を受けるプログラム要素の合計										
	Tier III										
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
立入制限区域	0	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6
周辺防護区域	0	0	1	2	3	4	5	5	5	6	7
防護区域	0	1	2	3	4	5	6	6	7	7	8

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier I																	
影響を受ける区域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	8	9	9	9	10	10	10	11	11	11	12

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier II																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
影響を受ける区域																		
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	7	7	7	8
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5	5	5	5	6	6	7	7	7	8	8	8
防護区域	1	2	3	4	5	5	6	6	7	7	8	8	9	9	9	10	10	10

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計																	
	Tier III																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
影響を受ける区域																		
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2	2										
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3	3										
防護区域	0	1	2	3	3	3	4	4										

情報システム 防護	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6	
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7	
防護区域	2	3	4	5	6	7	8	

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	0	1	2	3	4	4
周辺防護区域	0	1	2	3	4	4	5
防護区域	1	2	3	4	5	5	6

物理的防護	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier III						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	0	0	1	2	2	2
周辺防護区域	0	0	1	2	3	3	3
防護区域	0	1	2	3	3	3	4

核物質防護 体制	影響を受けるプログラム要素の合計							
	Tier I							
	1	2	3	4	5	6	7	
影響を受ける区域								
立入制限区域	1	2	3	4	5	6	7	
周辺防護区域	2	3	4	5	6	7	8	
防護区域	3	4	5	6	7	8	9	

核物質防護 体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier II						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	1	2	3	4	5	6
周辺防護区域	1	2	3	4	5	6	7
防護区域	2	3	4	5	5	6	7

核物質防護 体制	影響を受けるプログラム要素の合計						
	Tier III						
	1	2	3	4	5	6	7
影響を受ける区域							
立入制限区域	0	0	1	1	2	2	3
周辺防護区域	0	1	1	2	2	3	3
防護区域	1	1	2	2	3	3	4

評 価 表

数 値	色
0 - 6	緑
7 - 15	白
16 - 25	黄
26+	赤